

令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年6月25日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第46号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第47号	財産の譲渡について(旧医師住宅及び旧看護師住宅)
第4	議案 第48号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第49号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第50号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第51号	飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第52号	令和8年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第9	議案 第53号	令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第10		一般質問

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 笠	原 上	美 保	子 廣
3 番	水 上	吹	雅 豊	孝 要
4 番	森 井	端	浩 史	二 朗
6 番	澤 住	田 川	清 文	美 博
7 番	前 野	村 山	勝 恵	憲 子
8 番	籠 高	原	美 邦	子
9 番				
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 下	竹 出	淳 尚	也 弘
教育長	岡 森	田 田	浩 雄	和 郎
理事兼総務部長	畑 大	上 上	あ 一	さ 人
理事兼商工観光部長	洞 柚	口 原	雅 廣	之 守
企画部長	横 谷	山 口	徹 裕	和 樹
市民福祉部長	堀 堀	上 田	正 亮	一 郎
農林部長	佐 田	藤 中	丈 直	二 樹
教育委員会事務局長	土	田	義 治	也 昭
基盤整備部長				
環境水道部長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
建築管財部長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 倉	田 坪	健 太	郎 明
書記	畠	中	正 み	な
書記				み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。理事者側では、藤井副市長が欠席です。

ここで、昨日の野村議員の一般質問中の発言について、議長が後刻確認の上、必要な措置を行うとしておりました件について報告します。

録音を確認し、野村議員の発言中に他者への誹謗中傷、または侮辱と思われる発言があったことを確認しました。そのため、会議録については、議長の許可を受けずに発言していた部分でしたので、不規則発言として記録を行わないこととし、また、ケーブルテレビ再放送及び議会YouTubeについては、該当部分を削除する対応とします。以上、報告します。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、1番、佐藤議員、2番、中田議員を指名します。

◆日程第2 議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第9 議案第53号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

日程第10 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第53号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの8案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。8案件の質疑と併せて、これより日程第10、一般質問を行います。

それではこれより順次発言を許可します。最初に13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

おはようございます。お許しをいただきましたので、早速、私は3つのテーマについて質問をいたします。

まず1つ目、飛騨市の平和教育について伺います。教育基本法第14条について、それから主権者教育に第14条は生かされているか、学校が萎縮することがないような市の姿勢をとということで伺いたいと思います。

今年3月16日に、沖縄県名護市辺野古沖で小型船舶が転覆し、研修旅行中の高校生と船長が亡

くなるという痛ましい事故が発生いたしました。この海難事故は、関係機関の徹底した原因究明と抜本的な安全対策の構築が求められるのは当然です。学校教育上も、研修旅行の安全管理上の問題が厳しく問われるのも当然であると考えます。ですが一方、文部科学省は、今回この海難事故で同志社国際高等学校の平和教育が、教育基本法第14条第2項に違反するという異例の見解を出しました。この文部科学省の報告書が今大きな波紋を呼んでいます。私がこの発言通告を18日に出した後も、20日付の朝日新聞は一面右肩と2面全体を使って、「平和教育、広がる萎縮」の見出しで特集をしています。また、昨日24日、中日新聞では、23日の沖縄慰霊の日を受けて「平和学習の在り方は」との見出しで、社会面で大きく取り上げておりました。

昨今のマスメディア、特に新聞紙上では、戦争、武器、核兵器、武力攻撃、防衛増強など、物騒な言葉が飛び交っています。時事川柳や読者投稿などにも散見されます。そういうきな臭い日常の中で、今の子供たちはどのように平和を希求し、それを学んでいくのでしょうか。教育基本法第16条では、行政は教育への不当な支配を行うことが禁じられております。ですので、私も教育内容に介入しないよう注意をしながら、この機会に法文・条文で質疑を交わしたいと思います。

まず、飛騨市の教育行政の姿勢を伺います。1つ目、教育基本法第14条の政治教育は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と記されています。これを教育長はどう捉えておられるのか伺います。

2つ目、主権者を育てる上で政治教育は極めて大切だというのがこの第14条の立場であり、重要な主権者教育です。では、この第14条は飛騨市の学校教育、生涯学習にどのように生かされているのか伺います。

3つ目、教育内容に対する権力的な介入は抑制的でなければならないとされています。これは1976年の最高裁判所の全国学力テスト、これが裁判になりました。それにおける最高裁判所の憲法判断です。文部科学省は、この同志社国際高等学校の研修旅行が第14条第2項違反だとしながら、どこに抵触したのかの説明は全く支離滅裂です。国会でも結論が出ていないにもかかわらず、政治教育の全国調査を行うなどと言い出しています。教育内容への介入がエスカレートする危険性を帯びており、そのため、全国の学校が萎縮することが何よりも懸念されています。数々の報道がそれを物語っています。平和都市宣言を誓った飛騨市は今、様々な平和活動が推進されつつあります。子供たちがおおらかに平和教育を享受するために必要なのは、国の政治介入に萎縮しない私たち大人の、そして教育行政の毅然とした姿勢にほかならないと考えますがいかがでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

下出教育長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

おはようございます。では、飛騨市の平和教育について、3点の御質問にお答えいたします。

1点目、教育基本法第14条についてです。議員が御指摘のとおり、文部科学省は今回の沖縄で

の海難事故に係る高校の平和学習について、教育基本法第14条第2項に違反するとの見解を示しました。しかしながら、文部科学大臣が5月26日に、政治的中立性を確保した上で、政治的教養の教育や平和に関する学習に取り組んでいただきたいと述べられており、飛騨市内の小・中学校におきましても、政治的中立性を確保しつつ、平和学習を推進していくことを従来どおり重視してまいります。平和教育をはじめ、全ての教育活動において客観的事実に基づいた情報を提供し、事象を多面的・多角的に捉え、様々な立場から考察することを大事にしていきます。

2点目、主権者教育に第14条は生かされているのかについてです。教育基本法第14条第1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と定めております。その点において、議員が御指摘のとおり、主権者教育の推進は極めて重要であると認識しております。これまでも飛騨市においては、学校教育を通じて平和主義や基本的人権の尊重、民主主義といった理念を根底に据えた主権者教育を重視してまいりました。現代の情報化社会において、多様な情報や諸課題が山積みの中、児童生徒一人一人が主権者としての自覚と責任を持ち、正しい情報に基づき多面的・多角的に思考し、他者と議論を交わしながら自らの意思で社会参画をすることは極めて重要であると考えております。

実際の教育現場においては、本会議場の見学や模擬選挙の実施、さらには生徒会活動や学級活動における企画運営、話し合い活動などを通じ、事実に基づき多様な意見を比較・議論し、自ら判断してその結果に責任を持つといった、社会の一員として必要な政治的教養を育む教育活動を展開しております。

また、令和7年5月に策定いたしました飛騨市平和都市宣言においては、策定過程で中学生を含む多様な世代の市民が、各自の思いや意見に基づき対話や検討を重ね、市民の取組に参画いたしました。これはまさに、教育基本法第14条の精神に基づく主権者としての態度を育む生涯学習の機会となりました。今後におきましても、これまでの取組を一層充実させ、人権や多様性の尊重を重視し、主権者教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

3点目、学校が萎縮することがないような市の姿勢についてお答えいたします。教育基本法第14条は、これまで述べてきたとおり特定の見方や考え方に偏ることなく、多様な視点や考え方を尊重し、社会に参画する態度や力を育むことを示していると認識しております。飛騨市においては、令和5年度から市内中学生を対象とした長崎ピースフォーラムへの派遣、被爆された方を招いての被爆体験講話の開催、平和をテーマとした短歌や絵画のコンクールなど、平和に関する各種の取組を進めてまいりました。さらに、令和7年5月には、先ほども触れましたとおり約1年半にわたり、世代を超えて多様な参加者が主体的に対話と検討を重ね、飛騨市平和都市宣言を策定いたしました。これらの取組は、現在、文部科学省が改定を進めている次期学習指導要領の方針である、多様な価値観や背景をもつ他者を尊重し、自他の幸福の実現を目指しながら、根拠に基づく対話と協働を通してよりよい社会の創り手として主体的に参画する力を育むという方向性と、まさに合致するものでございます。

そのため、今後については、この平和都市宣言の理念を実現するため、市としてこれまでの取組を継続するとともに、新たな活動の展開についても検討を進めてまいります。さらに、学校教育の場においても、児童生徒が平和を希求し、民主社会の形成者として主体的に行動できるよう、政治的教養を育むための取組を一層推進してまいりたいと考えております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○13番（籠山恵美子）

具体的にお聞きしていきたいと思います。まず、1つ目の教育基本法第14条のことですけれども、私も政治的中立性というのは子供たちの教育にとっては大変重要だと思っています。ですけれども、その政治的中立性というのは、イコール政治的無色透明でいろということではないと私は考えています。見ざる、聞かざる、言わざるで、平和平和と言っていれば平和教育ができるというものではないと思っています。

先ほど教育長がおっしゃったのでよかったなと思いますけれども、大事なのは子供たちが多面的に学ぶ機会、これを具体的に保障することだと思っています。子供たちが学校だけではなく、様々なグループ活動でも何でもいいですが、自主的に取り組むことをきちんと学校が見守る、それから認めるというような多面的な教育が大事だと思っています。このことについては、今2つ目で、いろいろやられている議会の見学とか平和都市宣言の政策づくりということがありましたけれども、実際には学校の現場で具体的にそういう子供たちの自主的な取組というのがあれば教えていただきたいと思っています。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

飛騨市におきましては、まず授業、そして総合的な学習の中で子供たちが主体的に学ぶ場があります。社会の歴史・公民での授業、また、総合的な学習においても、先ほどの被爆体験の講和もございましたけれども、そのほかに、これまでも地域の方が関わってくださって、例えば地元の読み聞かせの団体の方が「この子たちの夏 1945・ヒロシマ ナガサキ」の朗読をしてくださって、それについて主体的に学ぶ場等がございます。

○13番（籠山恵美子）

それから、先ほど説明があったかもしれませんが、私も2～3年前の夏の暑いときに、古川中学校で大きな扇風機が回ってるだけの、かなり音のにぎやかだったところで、九州のほうから来られた被爆体験をされた方の講話を子供たちと一緒に聞かせていただきまして、こういうことは本当に大事で、そのときに子供たちの感想を聞きましたけれども、率直な感想とともに、中学生になったらもうちょっと突っ込んで戦争のことを言ってもいいのになんて、個人的な感想ですけれども、そう思いながら聞いた覚えがあります。実際にやられてるっていうことについては、安心をいたしました。例えば、今回の同志社国際高等学校が平和学習を行った上でのこういう痛ましい事故というか、事故にまつわる大人の社会の様々な切り口とか、様々な報道みたいなものを、例えば中学2年生、中学3年生辺りは授業の中、あるいは休憩時間でもいいですけれども、気軽に話し合えるという空気はあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

本海難事故に関わっての内容について、中学生が考えを出し合ったということについては、現在のところは私は捉えておりません。

○13番（籠山恵美子）

それでは2つ目ですけれども、この平和都市宣言を誓った飛騨市ですけれども、例えばこういう宣言をしたということについて、私たち大人ももっともっと認識を深めなければならないし、町なかで起きているいろいろなことについても、先ほど多様性を認めるということもおっしゃいましたけれども、飛騨市の中にも外国人の働いてる若い方々がたくさんいらっしゃるんですね。そういう方々に対しても多様性を認める、同じ人権だということを認識する、そういうことがダイバーシティ宣言の中でもうたわれ、実践されるんだと思いますけれども、こういうことについては、外国人が飛騨市内にいて、その方たちと平和を共有するというような取組というか、そういう話題性、話合いみたいなことはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今おっしゃったことについては、人権教育を中心に多様な方々、多様性を包摂することについて学んでおります。飛騨市平和都市宣言、あるいは公民・歴史の学習を通して子供たちがどんな考えを持ったかということで、今関わることに一つ御紹介いたします。「学習を通して苦しい思いをしている人のことをたくさん知りました。もう戦争があってから80年を過ぎていますが、過去にあった事実を絶対に忘れず、ずっとつないでいくことを大切にしていきたい。」、次のところなんですけど、「そして自分には、差別をしないことや偏見で決めつけられないことなど、できることとして絶対にやっていきたい。」という感想、学びをした生徒がおります。日々、人権教育を通して、そういった人権感覚を児童生徒が磨いております。

○13番（籠山恵美子）

私も本当に人権教育を大事にしていきたいと切に願います。教育社会学者である本田由紀先生という方がいらっしゃいまして、この機会に、私と本当に同じ、共感できることを書いておりますのでちょっと御紹介したいと思います。東京大学の大学院教授です。本田由紀さんが、日本の教育において、今、平和や人権が情緒や思いやりの問題に矮小化されている現状を、私は大変批判しています。これは本田先生の言葉です。そして平和の定義ですけれども、平和教育を単に戦争や紛争に関する学習に限定をせず、子供たちが命の心配をすることなく、安心してその場所で生きていくことを保障すること、これが平和の広い意味での定義だと捉えているということでありました。本当にそのとおりだなと思います。これからもぜひ、飛騨市の子供たちへの平和教育をいい形で進めていきたいと切に願います。

2つ目の質問に移ります。物価高騰対策の検証と継続について。1つ目は、新年度からの支援策の検証はされたのか。そして、市民の意見にどう対応しているか。今から求められる支援策について、この3つを伺いたいと思います。

まず1つ目、17項目から成る3億4,000万円の予算での生活支援策は、どのような効果をなしているのか、あるいは、反省点はどのようなものか、各部の検証はなされているのか伺います。先日の中田議員、それから水上議員に市長は詳しく答弁をしてくださいましたけれども、今日は今日で、今日初めて傍聴される方もおりますのでよろしくをお願いします。

2つ目に、さるばるコインの利用について、20%ポイント還元セールが飛騨市民でなくても利

用可能だったこと。また、ごみ袋の配給が滞ったことなど、今回のやり方を疑問視する市民の声が様々上がりました。私のところにも大変お叱りの電話、それから直接来て訴える方、スーパーで苦情を言われた方、ほとんど皆さん女性でしたけれども、何人もいらっしゃいました。実際にそういう様々な声が上がったことは事実です。市はどのようにこういう市民の声を受け止めておられるのか。また、支援策が行き届かない年代・階層はなかったのか伺います。

3つ目、中東情勢が危うくなり、特に石油由来のナフサ不足はあらゆる資材にその影響が及んでいます。市は、市内の経済的な影響と支援策をどのように考え、備えているのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 畑上あづさ 登壇〕

□企画部長（畑上あづさ）

それでは、物価高騰対策について3点御質問をいただきましたので、私からまとめてお答えいたします。

まず、1点目の新年度からの支援策の検証についてお答えいたします。令和7年度1月に公表いたしました物価高騰対策は、市民を対象とした「暮らしを速やかに支える支援」と、事業者を対象とした「将来にわたり経営や生活基盤の強靱化を促す支援」の2点を基本方針として実施してまいりました。全国的には、現金給付や商品券の配布のみを行う自治体も多く見られる中、本市では限られた財源の中で、できるだけ多くの市民や事業者に効果が及ぶよう、生活者支援と事業者支援を組み合わせ、17事業を実施することとしたところであります。

現在も一部事業を継続しているため、全体的な検証は今後取りまとめる予定でございますが、市民生活の下支えや地域経済の活性化に一定の効果が出ているものと考えております。一方で、それぞれの事業において改善すべき点や課題もあると思いますので、今後しっかりと検証を行い、次の施策に生かしてまいります。

次に、2点目の市民からの意見への対応についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、さるばるコインの応援セールやごみ袋の無料配布につきましては、市民の皆様から様々な御意見を頂いており、真摯に受け止めているところであります。一方で、物価高騰の影響は世帯構成や生活環境、事業形態によって大きく異なります。そのため、本市では一つの施策で全ての方を支援するのではなく、生活者向けのいきいき券、ごみ袋の無料配布、さるばるコインによる応援セールの実施に加え、事業者向けの支援策も講じるなど、複数の施策を組み合わせ、幅広い世代や階層に支援が行き届くよう取り組んでまいりました。当然、個々の事業を見れば、様々な御意見や不公平感を感じる部分もあろうかと思っております。しかし、市としては施策全体を通じて多様な市民層への支援となるよう工夫し、限られた財源の中で最大限努力したものです。今後も市民の皆様からの御意見や事業の検証結果を踏まえ、より効果的な支援策について検討してまいります。

最後に、3点目の今から求められる支援策についてお答えいたします。中東情勢やナフサをはじめとする資材価格高騰の影響につきましては、昨日、中田議員及び水上議員の御質問にもお答えしたとおり、現時点では市民生活や公共サービスに大きな支障は生じておりません。しかし、燃料や資材を中心に価格高騰や供給不安が継続しており、一部では事業活動への影響も見られ始

めていると認識しております。市といたしましては、今後も市民生活・経済状況共有会議や各部署を通じた状況把握を継続しながら、影響の拡大に備えてまいります。また、支援策は、単なる現金給付や損失補填を行うのではなく、真に困っている市民の暮らしを支えること、そして事業者が物価高騰や資材高騰が常態化する時代に対応できる経営体質への転換を支援することを基本に進めてまいりたいと考えております。今後の情勢変化や国の動向も注視しながら、市民生活や地域経済への影響を慎重に見極め、必要な対応を検討してまいります。

〔企画部長 畑上あづさ 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1つ目からですけれども、飛騨市の物価高騰対策17事業の対策パッケージっていう、これを私は評価しています。ほかの議員は分かりませんが、私は評価しています。ですけれども、やはり市民にはこのパッケージの全容は見えませんですね。ですから、損得勘定での厳しい意見がこれまでに多くあったんです。「高山市は1人1万3,000円商品券でくれたのに、飛騨市はごみ袋だけだ。」と語気強く私に食ってかかって憤慨された方もいらっしゃいました。この飛騨市の取組を、私も自分の折り込みチラシで17項目こんなことをやったんですということを書いていますので、後日お届けしました。その後、返事はないですけれども、特にさるぼぼコイン、それからごみ袋の取組の市のやり方について不満が多かったのが特徴的だと思いますけれども、よくよく聞いてみますと、やはり市民の方々は本当にきつきの生活をしていて大変なんだなという感じがします。ですから、つい語気強くこんなのおかしいんじゃないと。結局、高齢者向けのいきいき券は増やす、それから子供のいる家庭にも子供手当を増やす。この方は50代ですけれども、私たち50代、60代は、働いてるからといって何の恩恵もないのかと、こういうことなんです。働いてたって、働いても生活が大変なんだということです。よくよく聞いてみますと暮らしが大変だと、どの御家庭も暮らしが大変なんだということは、かえってこの取組の中で声が聞けたなという感じがします。

さて、この17事業のうちですけれども、市の17事業が結構分厚く全部書いてありますけれども、これを見て私も繰り返し繰り返し市民に説明をしたり何だりしてきましたけれども、ただ、こうやってある程度時間が過ぎてみますと、先ほど部長からはまだ取りまとめている最中だということでしたけれども、このことについて一番気になるのは事業者の支援ですね。賃上げと雇用を生み出す支援ということで幾つか挙げられていますけれども、賃上げにつながったのだろうか、大変それが気になります。この間、まだ時間がたったと言っても2か月ですけれども、どのようなエビデンスを取っているのかと。つまり、市場調査のような検証結果を市民に示すということも大事なことだと思ひまして、その辺りはどのように取り組もうとしているのか。この賃上げと雇用を生み出す支援ということについて、スタートしてからこの間、何か思われること、分かっていることがあったら説明してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

賃上げと雇用を生み出す支援ということで、市内事業者に向けた支援を行っておるわけですが、議員も御承知のとおり、1月の議会で可決をさせていただきまして、繰越しをして実施

をしているところでございます。何分、市外の販路開拓ですとか、既に手を挙げてくださってる事業者もいらっしゃって、審査も経てこれから実行だというような段階だと思っております。設備投資への支援につきましても、たしか予算額で2,000万円あったと思いますが、まだ現在のところ進捗率が5割程度の状況でございます。こういったものがすぐに賃上げに向かっていくのかということとは、やっぱりそれはそういうことではないと思っております、そこでの設備投資において生産性を向上するとかした上で、売上が立って初めてそこで賃上げに向かっていくということでございますので、少し時間はかかるんだと思います。市内事業者様宛にアンケート調査とかも行っておりますので、そういったところで、こういった施策がどのように功を奏したのかというところは今後検証していかなくてはいけないなというふうに感じております。

○13番（籠山恵美子）

もう少し経過を見て、私も見守りたいと思っています。

2番目のさるぼぼコインとごみ袋についてですけれども、本当に苦情が多かったです。批判も多かったです。昨日の市長の説明はそれなりに分かりますけれども、水上議員の答弁でしたか、誰も損してないじゃないかということでしたが、多分行政から見る角度と私たち市民の思いはちょっと違うのかなと思いますけれども、苦情を解決する対策というのがありまして、地域通貨つまりさるぼぼコインのような地域通貨で同様の支援を行った他の自治体というのが幾つか見られます。これは国の推奨事業の1つですので、結構やられたところがありますけれども、この苦情を解決する対策、つまり市民は飛騨市に来た、要するに20%のポイント還元というのは、つまりその元手は飛騨市に国がくれたものだと。その飛騨市にくれた資金を使って、高山市の方でしようけれども買物をしていくと。逆に、飛騨市内のドラッグストアなどでは高山市の商品券は使えませんよという表示がしてあって、飛騨市では買物はできないってことになってますが、こういう業者のための政策と言いながらも、なかなかスムーズにいつてなかったんじゃないかなという感じがあります。この苦情対策としては、マイナンバーカードを利用されている自治体がありました。スマホアプリにマイナンバーカードをかざすことで、オンラインで瞬時に市内在住あるいは年齢などの条件を判定できるというものでした。こういうことをやって、よその人が乗り込んできて買物しちゃったよというような苦情がないという自治体が紹介されていました。今回2回目のセールをやるということですのでけれども、こういうことも参考にされてはいかがかなと。やっぱり市民間でぎくしゃくしない方法を考えるということも大事なことだと思うんですね、これはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今御紹介いただいたようなことは、我々も実は何度も研究してきました、こういったセールって初めてじゃないので、もう6回も7回もやってるものですから、この間随分研究をしてきました。マイナンバーカードでポイント付与ができないかってことも研究しましたし、先進自治体とかをいろいろ調査したりということもしてます。あるいは、さるぼぼコインに代わる市単独のペイシステムっていうものをつくってるところもあるので、そういったことも調べてきたんですが、やっぱりコストが合わないんですね。さるぼぼコインのような民間のサービスがないところであ

ればそれしかやむを得ないだろうというふうに思うんですけども、もちろん国の交付金なんかも充てれることは一部充てられるんですが、ただ、それにしてもコストがかかる。恒常的に使えるかっていうとそうでもないので、運用コストをずっと払っていかなければいけないということになると、やっぱり合わないんですよ。なので、民間のサービスを使うところが使えるならそれを使ったほうがということがあります。

逆のケースもあって、例えば県内でも幾つかの市でやってる例がありますが、P a y P a yとかを使ってるケースがあります。これは今度は逆に全国で買物ができるので、全くその地域にお金がとどまりません。これは結局自治ごとの事情に応じた判断なんだろうと。その自治体の置かれた環境に応じた判断なんだろうというふうに思いまして、飛騨市の場合は、さるぼぼコインというシステムが民間のもので、タダで、しかも広く流通してるものがあるならP a y P a yよりは少なくとも全然いいはずだし、高山市、飛騨市の中だけの同一経済の中で動くということですから、そこはさほど問題ないだろうという考え方でこれまでやってきたということであります。

ただ、このマイナンバーカードを使ったシステムっていうのはいろいろなものに汎用性はあるんですね。例えば、今後いろいろな給付をしていくとか、バスに乗るときにそれが使えるとか。まあバスのほうの設備もいるので簡単ではないんですけど、そういったことについてはずっと関心を持っていますので、何らかの格好で導入していけないかという思いはあるんですが、ただ、短期間のうちにやるっていうのは極めて難しいですし、コストも非常にかかるという問題があるということなんです。

ちょっとついでにと言いますか、今お触れになったいろいろなお話について改めて申し上げておきますと、確かに今回さるぼぼコインが高山市民も使えるって話を結構私も耳にしました。総合政策審議会でもそういう意見がありました。ただ、これだけ何回も数を重ねてきて、そういう声が公然と出てくるのが今回初めてなんです。それがどうも理解ができなくて、何でなんだろうっていうのがどうも理解できないんです。もう何度もコロナ禍からやってきていますので、そのときに高山市民が使えるってことの議論になったことはほとんどなかったもので、何でなのかなっていうのが実はよく分からなくて、ちょっとそこを1回よく考えてみたいかと。

それで、昨日も申し上げたんですけども、高山市民が使えると自分の使える金額が下がるんだったら分かるんですが、それが一切ないということは、何か別の、何かそうした意見を流布された方があったか、あるいは高山市で商品券が同時にあったのでそういう感覚を持たれたとか、ちょっとそこは検証してみたい。検証といっても検証のすべがないんですけども、そういうふうに思います。

それと、どうしてもこういったときに今議員もおっしゃっていただいたんですが、損得勘定の議論が出てぎくしゃくするってことが今までもありまして、私とにかくそれだけは嫌なんです。リフォーム助成っていうのがかつてあって、コロナ禍の最初の対策のときに大規模にリフォーム助成をやりました。とっても喜んでいただきましたけども、この議会のところでも一般質問で出るくらい、こうやると得だとか、ああやると損だとかっていう話が出て、もうあのとき私非常に不快な思いになりまして、市の施策で市民に分断が起こるようならやらないほうがいいというふうに思って、それが実はリフォーム助成を見直していったきっかけでした。

なので今後、今のごみ袋もそうなんです、よかれとやって市民に分断を生むようなら基本的にはやらないっていう方向へ向かっていくのが正しい姿じゃないかというふうに思ってるので、仮にそれで損になったとしても、分断を生むよりはずっといいっていうふうに思ってることだけ申し上げておきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

そうですね、分断が起きるのが一番よろしくないと思いますけれども、私は商品券とはいえ1万3,000円をばっと給付する、こんな楽なことはないと思ひまして、どこかで市長にもちょっとお話ししたかもしれませんが、行政の職員がこれだけいて、それぞれ部課で様々工夫を凝らしながら、先ほど部長の答弁にもありましたけれどもいろいろなことを考えていく。そういう政策、支援策を考えていく中で町の様子もより分かるようになるでしょうし、職員にとってもそれは一つの大きな糧になるのではないかなと思いますので、飛騨市がこうやって17事業いろいろと縦横に考えてやってくださったってことは、これから私が市民に何か言われてもきちんと説明をしていきたいなと思っています。さるぼぼコインの第2回目のセールは2,000万円ほどの規模でやられるのですか。そうすると、どういう形にしたら分断が起きないのか、スムーズにいくのかをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから3つ目ですけれども、資材に関してはですね、私は町なかに常にいますので市役所の職員の方よりはずっと町なかにいるわけですが、だからその分いろいろな声は聞こえてきます。昨日、建設資材については苦情というか、そういう声はないっていうお話がちょっとありましたけれども、この時期に家を建てようと思って、今よそに仮設住宅、アパートを借りて住んでおられるという方が、とにかく一人親方に近い地元の大工さんを使おうと思って発注してるわけですから、その大工さんに倍ほど期間がかかるかもしれないよと。それこそ便器がないとか、それ一つでも仕事が滞ってしまうので倍かかるかもしれないよと。6か月の計画でいったら1年かかるかもしれないよと脅されたって、冗談半分に言っておられましたけれども、建設期間が長引けば、その方はアパートの経費がかかるわけですね。その資材もより高くなってるわけです。こういうことが、一人一人の市民の生活に本当に負担が大きくなって。これが一つの例ですけれども、こういうことがいっぱい町の中にはあると思います。

それから自動車屋さんに聞きましたら、やはりエンジンオイルが既に高くなってるということでした。こういうことについて、これから国が次の補正で示した飛騨市の重点支援交付金という名前でまた来るのでしょうか。昨日お聞きしましたのが1,510万円でしたか、本当にスズメの涙だなと。これを2万2,000人の飛騨市の人口で割りましたら、1人当たりたった686円です。一人一人配るといふ給付は飛騨市はやらないでしょうけれども、1世帯にしてもそんなに大きな金額ではないと思います。

とにかく、中東情勢でさらに拍車がかかったこの飛騨市民の生活困窮ぶりです。このことをどうか御理解いただいて、この6月から食料品だけではなくて、生活物資、医療、建築、農畜産業、エネルギーなど全てが軒並み物価高騰ですので、今こそ救済の神様である行政の出番だと私は思いますので、よろしくお願いして3つ目に移りたいと思います。

3つ目に、第10期介護保険制度とその制度から漏れる市民の支援について、3点伺いたいと思います。1つ目に、来年度から始まる第10期介護保険事業計画はどのようなものなのか。2つ目

に、国の来年度からの大改定に飛騨市は対応できるのでしょうかということ。3つ目に、介護制度から漏れる市民への福祉・救済策について伺いたいと思います。

まず1つ目、令和9年度から令和11年度の3年間で1期として、第10期介護保険事業計画の策定に向け今進んでおられると思いますが、どのような準備を進めているのか、第9期との主な違いなど、市民への説明をお願いいたします。

2つ目に、来年度からは国の大規模な改定が予定されているわけです。分かるだけでも、要介護1・2の地域包括支援への移行、利用負担割合の引上げ、ケアプランの有料化、老人ホームの登録制への移行など、利用者にとっては大改悪であり、負担が増えることは間違いありません。市は、市民への安全・安心な介護サービスを保障できるのか、市の対応を伺います。

3つ目に、さらに重要なのは、介護保険制度から漏れる市民への様々な救済策ではないかと考えています。そもそも、老人福祉法の目的と理念とは、「高齢者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本とする。」ということであります。地方自治体には、高齢者の福祉を増進する責任があると定められています。介護保険法との関係で言えば、老人保健法は介護保険では対応できない部分を補完する役割を担っているのです。つまり、高齢者への介護関連のサービスは、介護保険法だけでなく老人保健法と併せて全てが網羅されるべきです。行政というものが法令・省令・政令で動いている以上、そこから抜け落ちてしまう市民がいるなど、とても想定はできませんが、現実にはそうでもないようです。漏れている市民がいるようです。飛騨市は、介護保険制度から漏れる高齢者への救済・福祉策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 大上雅人 登壇〕

□市民福祉部長（大上雅人）

第10期介護保険制度と制度から漏れる市民への支援について、3点御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

1点目、来年度から始まる第10期計画につきましてお答えします。介護保険事業計画とは、介護保険法に基づき各地方自治体が地域や高齢者の状況やニーズを分析し、3年を1期として策定する介護サービスの基盤整備や保険給付に関する実施計画です。計画の主な内容としては、必要となるサービス量の見込みを立て、その予測に基づき65歳以上の第1号被保険者が納付する介護保険料の基準額を算出します。また、必要な施設の整備や不足する介護人材の確保、ICTの導入による生産性向上の方策をまとめ、さらに、要介護状態となることを防ぐ介護予防や高齢者の生活支援に関するという取組も計画に含まれます。

令和8年度においては、利用者や事業者からのアンケート結果に基づく分析や、人口減少下においても高齢者を守りつつ介護保険制度の持続性を確保することを念頭に、市の理念や基本的な考え方を構築し、国において検討される政策や介護保険法の改正動向を踏まえ、これを市に適合させるべく、ニーズの分析、県や専門的知識を有する事業者との意見交換会などの準備を進めております。

2点目、2027年度に予定されている介護保険制度の改正につきましては、議員御指摘の内容の

うち、法律の枠組みとしてほぼ決定しているものと、これから議論されるものがあり、来年2月頃に改正内容が正式に決定されるものと認識しております。改正に向けて論点は多岐にわたりますが、その背景には、日本の人口構造の変化による避けては通れない構造的な課題が大きいものと考えられます。日本全体では、2040年には高齢者人口がピークを迎えることから、介護を必要とする人の数は増え続け、給付費も増加することは明らかなです。一方で、サービスを提供する介護人材は慢性的に不足し、需要と供給のアンバランスは深刻化し、サービスの質を維持することさえ難しくなっています。さらに、介護保険制度の財源は、保険料と公費で成り立っていますが、現役世代1人当たりが支える高齢者の数が増えるにつれて、保険料の負担は際限なく増え続け、介護保険制度そのものが成り立たなくなる恐れもあります。このような背景から、2027年の改正では、給付と負担のバランス調整が極めて難しい課題となっています。

飛騨市においては、既に高齢者人口や要介護認定者数も減少傾向にあり、状況が異なることもありますが、介護保険制度は全国どこに住んでいても不平等が起きないように、制度の骨組みや全国一律の基準は国が定め、その中でも地域密着型サービスなどのルールについては自治体で決めていくこととなります。第10期介護保険事業計画では法改正を踏まえ、市内の介護サービス事業者に寄り添いながら必要な支援策を検討し、それを基に65歳以上の第1号被保険者の保険料を決定させていただき、市民の皆様が安全・安心にサービス利用できるよう努めたいと考えております。

3点目、介護保険制度から漏れる高齢者への福祉施策の御質問ですが、まず議員がおっしゃっている老人福祉法そのものを根拠として市が実施しているのが、養護老人ホーム和光園の運営です。生活に困窮されている高齢者の方の受入れはもちろんのこと、最近では、措置者以外でも入所できる契約入所を導入したことにより、一時的かつ多様な住まいニーズにも対応できるようになりました。市では、多くの高齢者の困り事をお聞きする中で、様々な生活課題に対し重層的に市独自の施策を実施してまいりました。幾つか御紹介させていただきます。

まずは買物支援ですが、移動販売車の運営支援により、地域の買物弱者への購入機会の確保を図っています。河合・宮川地域では、地域複合サロンの開催による店舗の出張販売、また、神岡地域では東茂住や袖川郵便局での日用品の販売、山之村地域では貨客混載による生協商品の物流支援を実施しています。外出支援については、いきいき券によるタクシー料金の支援のほか、病院帰りのタクシー代の支援、神岡町内で運行する福祉有償運送の支援、間接的にはなりますが、お出かけ安心支援事業としての補聴器の購入補助を実施しています。次に、冬季の雪下ろしについては、建設業協会に委託している雪下ろしサポートセンターによる事業者手配と費用支援のほか、雪下ろし代行事業者リストを幅広く周知することに加え、屋根融雪等整備の助成を実施しています。健康づくりとしては、いきいき券の代わりに健康器具を選択する方や、地域のシルバーリハビリ体操指導士による体操教室に参加される方、運動を主体とした通いの場に参加される方も多くいらっしゃいます。見守りについては、緊急通報装置の設置による独居高齢者の見守り支援があり、さらに相談窓口としては、地域包括支援センター以外にも終活支援センターによる終活支援も介護保険から漏れる方への救済策と言えます。これら市の支援策を分かりやすくまとめた「飛騨市の高齢者福祉」というガイドブックを作成しており、例年アップデートしながら必要な方に配布しております。

概して言えることは、都市部と違い、過疎地では生活弱者に必要なサービスを提供できる事業者が限られており、希少な民間サービスが円滑に受け皿として提供されるよう、行政として共同で実施しているということです。介護保険のような共助である社会保障制度にとどまらず、市独自の公助と、地域や民間で支えあう互助を組み合わせ、今後さらに地域が衰退していく現状に対し様々な知恵を絞りながら対応していくことが必要であると考えております。

〔市民福祉部長 大上雅人 着席〕

○13番（籠山恵美子）

第9期との主な違いってというのが今の説明では分からなかったんですけれども、一番気になるのは保険料ですね、今基準額が5,710円でしたか、それがどうなるかということですね。様々な負担が増えていく中で、保険料がまたそれで引き上がるということでありまして、もちろんそれは現役世代の方々、第2号被保険者の負担も増えるのはもちろんですけれども、介護サービスを受けている65歳以上の方々の負担が大変なわけですから、大変気になります。この保険料は算定されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

第10期における介護保険料につきましては、まだ検討段階でございます。アンケートも今月中には全て配布する予定ではございますし、来月には意見交換会も開催する予定であります。そういった意見の中で、サービスの提供料ですとか被保険者、その他いろいろなことを勘案しながらこれから算定していきたいと考えています。ただ、確実に上がるのは間違いないとは思いますが、準備基金をどれだけ投入するのか、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

上がるのは間違いないということですね。介護保険制度に関するアンケートというのは、利用者の方を取るアンケートなんでしょうか。あるいは、そういう利用者を抱えている家庭に対するアンケートなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

このアンケートにつきましては利用者と介護事業者、それからケアマネージャー、それぞれの属性に向けてアンケートを取る予定でございます。

○13番（籠山恵美子）

ぜひ、それぞれの方々へのアンケートをお願いしたいと思います。この介護保険制度の問題というのは、人口、特に来年から狙われているのは、人口減少の中山間地域は介護サービスの人員配置基準を緩和するということが議論されています。特定地域サービスを創設するというんですよ。まだ国会は7月17日まで続いておりますので議論が続いているということなんですけれども、こうなりますと人員が満たなくてもいいと。だけれども、そうなりますと仕事量は同じだということになると負担が増える。これではとてももたないということで、また離職者が増えるということになる懸念がありまして、大変心配されています。介護職員の賃金は全産業平均と比べて、月

8.2万円も低いということが厚生労働省の統計で出ております。賃金格差を公費で是正するという対策も必要だと思いますけれども、こういうことは市民福祉部のほうでは検討されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

介護報酬を市で補助するというのはなかなか難しいと思いますけれども、今国の検討の中で包括報酬ですね、出来高プラス定額制ということも含めて検討されておりますので、その動向を見ながらこちらとしても対応していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

この定額制っていうのも、また地域によっては様々な問題があるようではございますけれども、介護保険制度は介護認定された市民と認定外の市民というのが、やはりサービスが分断されています。認定外の市民は老人保健法の保健事業で救済されるべきであります。これは先ほど私が言ったように、高齢者の福祉施策を様々な法律で全部網羅してこそ高齢者サービスが行き届くわけでありまして。これは高齢者の医療確保という法律がちゃんとありました。飛騨市はこれといった漏れている方々への施策がないんですね。先ほど介護予防に関わる、あるいは出張販売みたいなことがありましたけれども、実際には年齢が65歳に満たなくても介護サービスが必要だ。だけれども、それが認定されていないから、年齢が到達していませんから駄目だと――。

◎議長（澤史朗）

籠山議員に申し上げます。質問時間を超えていますので、速やかに終了願います。

○13番（籠山恵美子）

続きはまた委員会でやりたいと思います。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時10分といたします。

（ 休憩 午前11時05分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

議長のお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は大きく4つございますが、まず1点目、ごみ焼却施設整備に係る基本方針についてを伺います。1つ目、予算計上の背景は。2つ目は、ごみ処理施設整備について。3つ目は、今後の整備基本方針はということで伺います。今回の補正予算のじん芥処理費の中で、ごみ焼却施設整備に係る基本方針について、さらなる具体的な検討を行うために委託料810万円が計上されました。この予算計上の背景等について、次の3点を伺います。

1、予算計上の背景は。前回の調査はいつ行われ、どのような内容であったのか。また、今回さらなる具体的な検討を行うために委託料が計上されていますが、その必要性・背景を伺います。また、成果品が出てきた後の取組や今後のスケジュール案についても伺います。

2番目、ごみ処理施設整備について。信包地内のクリーンセンターの建設当初は、この地で更新していくようになっていました。その後、次期の更新については高山市も含め広域にて整備することで、地元に対してお断りをしたと聞いておりますが、実際のところよく分かりません。このようになった理由や経緯を伺います。

3点目、今後の整備基本方針は。今回の委託料の計上については必要であると認識していますが、その前にまずはどのように整備をしていくのかを示す基本方針が必要と考えます。例えば、第1段階は飛騨市内で建設する適地を選定する。これが駄目な場合は第2段階として再度広域整備を働きかける。それでも無理な場合は、第3段階として他の委託先を探し検討することなどが考えられます。今後の整備基本方針を示していただきたいと思います。市の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ごみの焼却施設の整備の基本方針につきましてのお尋ねでございます。3点ございますが、まとめて私からお答えをいたしたいと。まず2点目の御質問に当たりますけれども、現施設である飛騨市クリーンセンターを建設するまでの経緯につきましておさらいをしておきたいと思えます。

現在の施設が建設・稼働するまで、古川町谷地内に旧南吉城クリーンセンターが運用されておりました。議員先ほど信包地内とおっしゃいましたけれども、正確な所在は谷地内です。この旧施設は、平成元年4月に稼働したものでございまして、当時の処理対象区域は旧吉城郡のうち南吉城地区の古川町、河合村、宮川村、国府町の4町村でありました。市に保管されている記録をひもといってみましたところ、旧施設の建設に際した地元協議において、次期施設も同計画地で更新する予定であるとされておりました。これが先ほどおっしゃったことですね。それでさらに稼働に先立って、下野区は昭和62年9月に、谷区と袈裟丸区は昭和62年10月に同意がなされまして、その同意がさらに平成11年12月に新たに、これら地元区との間で協定書が締結されたということでございます。

この新たな協定書の内容なんですけれども、当時の岐阜県による広域化計画というものがございまして、これに基づいて飛騨地域の広域ごみ焼却施設を整備する方針というのが当時あったものですから、それまでの間、暫定的に北吉城地区、これは神岡町と上宝村のごみを受け入れるこ

としたものでございまして、平成22年度末を稼働期限として、あわせて同用地には当該広域ごみ焼却施設を建設しないということが盛り込まれたということでもあります。その後、平成16年2月に飛騨市が合併したわけでありますが、合併から2年半後の平成18年7月に、飛騨地域3市1村の首長及び飛騨振興局長による飛騨圏域廃棄物問題検討会というのが開催されまして、飛騨地域全体での広域ごみ焼却施設は建設せず、各市村で個別に対応する方針というふうに変更されました。船坂市長時代のことになります。これを受けて、本市においても検討を重ねた結果、市単独で施設を建設することになったということでもあります。

しかし、施設の調査設計及び工事に長い期間を要するために、協定期限であった平成22年度末までに新施設を建設するということが不可能になりましたので、地元地区の皆様の御理解をいただいて、平成21年3月に南吉城クリーンセンターの稼働期限を平成24年度末まで2年間延長する変更協定書が締結されたということでもあります。この辺りになると井上市長時代のことになります。

そして、新たな施設である飛騨市クリーンセンター、これが現の施設ですが、これが南吉城クリーンセンターの隣接地に建設されて、平成25年4月より稼働しておるということでもあります。この際、稼働に先立って下野区とは平成21年10月、谷区とは平成21年12月に新たな協定書が締結されております。

この協定の内容なんですが、ここに新施設の稼働期限を令和14年度末とし、稼働期間終了後には同場所で新たな施設を建設しない旨が明記されておるということでもあります。したがって、現時点において、地元との協定に基づいて令和14年度末をもって、この場所での焼却施設の稼働を終了しなければならない状態にあるということでもあります。これらの経緯とか協定の内容、そして住民の皆様への影響を総合的に考慮いたしますと、現在の場所での長期間にわたる稼働延長や市単独での新たな焼却施設の建設は極めて困難な状況にあると認識をいたしております。

そうしたことを踏まえた上で、1点目の予算計上の背景についてお答えを申し上げたいと思います。今回の補正予算におきましては、ごみ焼却施設整備に係る基本方針のさらなる具体的な検討を進めるためにじん芥処理費として810万円の委託料を計上いたしております。その前提として、稼働開始から10年目にあたる令和4年度、4年前であります。将来のごみ処理体制に関する検討というのを実施いたしました。その結果を改めてここで御説明申し上げたいと思います。

まずごみの処理量ですけども、減少傾向にある一方で、施設の老朽化に伴う修繕費などの維持管理費用が増大しておりまして、非効率な施設運営となっているということがこの際確認をされました。将来的な推計をいたしましたところ、供用開始時に年間約6,000トンであった処理量が、20年後の令和15年度には約4,500トンまで減少するというふうに見込まれております。これに基づいて必要な処理能力を算出いたしますと、現施設の1日25トンから1日20トンに減少するというふうに見込まれております。これを踏まえて、この検討におきましては他自治体の事例や国の動向などを調査し、大きく分けてこれから申し上げる4つの方向性を比較検討いたしました。なお、費用を申し上げますが、この概算費用は令和15年度から令和24年度までの10年間に必要とされる総額ということですので、そのようにお聞きをいただきたいと思います。

まず、1つ目の方向性。市単独で新設をするというケースです。現施設を廃止し新たに施設を整備する場合で、整備費が約61億円、運営費が約46億円で、総事業費は約107億円であります。こ

のうち、一般財源負担見込額は約77億円で、非常に高額な費用が必要となるということが分かっております。さらに、市内のどこに建設するのかという非常に大きな課題が伴うというわけであります。

2番目の方向性。長寿命化による対応ということです。飛騨市クリーンセンターを長寿命化して、期限を延長して使用するという選択肢でございまして、その際にも整備費がかかります。整備費が約35億円、運営費が約47億円で、総事業費は約82億円。このうち一般財源負担見込み額は約64億円であります。新設よりは費用が抑えられますけれども、先ほど申し上げました地元との協定が存在いたしますので、実現が非常に難しいという根本的な課題がございます。また、長寿命化ですから、いずれ新たな寿命が来ますので、その際に改めて更新を考えなければいけないという課題はそのまま残るということになります。

3つ目の方向性。他自治体との広域処理です。他の自治体と共同で処理を行う場合、整備費は約17億円、運営費が約46億円で、総事業費は63億円。このうち一般財源負担見込額は約54億円で、これは効率的な処理が可能となります。この際、ほかの自治体っていうのがどこかという話になるわけですが、どこの自治体と広域処理をできるのかということが最大の課題になるわけでありまして、最も近いお隣の高山市は新施設を整備したばかりでございまして、現時点において飛騨市のごみを受入れる容量がございませんので、高山市との広域処理は困難であるということでもあります。

また、下呂市はどうかということですが、下呂市は既存施設が平成31年3月、令和元年になる直前に竣工しておりまして、飛騨市と同じく次期施設の整備方針の検討が必要な時期に来ているというふうに考えられますけれども、両市とも人口規模が小さいために、下呂市と飛騨市のごみを合わせても、国の指針にあるような1日100トン以上という施設を整備することは困難な状況であります。

となりますと、次に考えられるのが隣接する富山との広域処理ということになりますが、これは県外ということもあり、今可能な範囲で情報収集をしている段階にございますけれども、施設までの運搬処理が延びることによって利便性が低下をいたします。また、災害等のリスクもありまして、これが事業化できるかどうかというのは不透明な状況にあるというふうに認識をいたしております。また、富山へ運搬する場合、運搬距離の延長による課題を解決するための対策として、市内にごみの中継施設を整備する必要がございます。ごみの収集車が1回1回往復するわけにはいきませんので、中継施設の整備が必要になるということですが、先ほど申し上げた概算見込額には、その標準的な整備費用は入っております。入っておりますが、中継施設をどこにするのかということが次の課題になるということになります。

4つ目の方向性。民間事業者への処理委託です。市外の民間事業者に処理を委託する場合、整備費が約17億円、運営費が約44億円で、総事業費は約61億円。このうち一般財源負担見込額は約53億円という数字になります。近隣では富山市内に可能な事業者が存在をいたしますけれども、こちらも広域処理と同様に運搬距離の増加に伴う課題があるほか、民間特有の倒産リスクという懸念事項も存在するということが課題となります。

こうしたことが令和4年の調査によって分かっておりまして、それを踏まえて今回調査委託をするということになるわけでありまして、令和4年とここまでの間、一番大きな変化は物価の高

騰でございまして、物価が急激に高騰するなどの社会情勢の変化があったということで、より現実的な視点から本市にとっての最適なごみ処理の在り方を改めて検討して、具体的な方策を導き出すことを今回の目的といたしております。協定期限である令和14年度末から逆算いたしますと、高山市の事例、高山市も基本設計や環境アセスメントに2年、工事に4年という時期を要したことを考えますとぎりぎりのタイミングになっておりまして、早期に方針を決定する必要があると判断いたしましたので、この6月補正予算にて調査委託料を計上させていただいたということでございます。

今回の調査委託におきましては、最新の物価変動や過去5年間のデータに基づく精緻な費用算出、ここが一番肝心なところになります。そして、中継施設ということにつきまして、中継施設の整備計画や建設期間中の処理方法など、事業実施に向けた具体化と課題解決を詳細に検討することが今回の目的でございます。なお、委託調査の成果品につきましては、来年3月頃に提出される予定というふうになっております。

最後に、3点目の今後の整備方針につきまして、現時点の考えをお答え申し上げたいと思います。議員からは、まず市内で適地を探して困難な場合に広域連携、さらに無理な場合は民間委託というふうにおっしゃっていただいたわけですが、これは検討を進める上で非常に重要な視点であるというふうに考えております。ただ、それと同時に重要なことは、しっかりとした財政負担の見通しを立てるということでございます。国におきましても、ごみ処理の考え方は時代とともに大きく変化をいたしておりまして、1990年代、平成の最初はダイオキシン問題なんかがありまして、大規模化というのが大きな方向性でした。2000年代になりますと、循環型社会形成に向けた集約化という流れになりまして、現在2020年代はカーボンニュートラルを見据えて、複数市町村による処理施設の集約化が強く国から促されておるということでございます。全国の地方自治体においても、近隣市町村で共同して処理施設の統合・長寿命化を進める動きが本格化をいたしております。これはさらに人口減少が進む中で、ごみ処理施設単独での新設や更新を図ることは、将来の市民に多大な負担を強いることになりかねないという考え方に基づくものであるというように理解をいたしております。

こうした流れも踏まえつつ、国の補助金の積極的な活用も含め、財政負担の軽減を最優先として、将来的なコストを最小限に抑えることを基本に、客観的なデータに基づいて多角的な視点から現実的な検討を行って、飛騨市ごみ焼却施設整備に係る基本方針を取りまとめて、次のステップに進んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんに御理解をいただける最も効率かつ経済的なごみ処理体制を確立できるように、具体的な方策を定めてまいりたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（森要）

よく分かりました。ありがとうございました。ちょっと聞き漏らしましたので、まずその確認をさせてください。谷では平成元年にできて、それが今度は平成11年12月に新たな協定書を作成して、これも上宝村とかを広域化ってということで入れたと。そこに平成何年までということで、このときに地元とは終わったということでしょうか。その辺をもう一度教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうです。平成11年の新たな協定書の締結の際に、平成22年度末を稼働期限にして、あわせて同用地には当該広域ごみ焼却施設を建設しないことが盛り込まれたということであります。

○7番（森要）

なぜそこで建設をしないっていうふうに盛り込んだのかということはお分かりでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その経過はよく分かりませんが、少なくとも明文で協定書が残っておりますので、今ある我々としてはそれに基づいて政策を進めなければいけないということになります。

○7番（森要）（黒塗り部分は翌日に発言取消の申出の議決あり）

ここが非常に不明なところでございます。せっかく広域化で県からもやれということで進めて、それをやっぱりそうだなということで一緒になって進めて行って、それを実際にやるようになってまだ受入れできるかどうか分からないところに、終わりますっていうことを協定書に出すってこと自体が非常に大きな問題であったんじゃないかと思います。

平成元年度にできたときも、初めは高山市へお願いをしに行ったことがあります。黒塗り部分 そのときの町長も高山市へ何とか一緒にやってもらえないかっていうお願いへ行ったいきさつがあります。それがやっぱりだめで、最終的には高野地区にあったごみ焼却場が、地元の約束であと1年でやらなければならないってことで、それまでに何回も用地交渉とかいろいろな説明会とかへ行ってきたけど最終的に駄目だったっていうことがありました。

あと1年というところで、もうやむを得ないなというところで、最後に当たったのが谷地区にあるところであって、発想を変えたわけですね。あそこの余熱を利用してやりましょう、あそこに来たことによって新たな価値観を生み出しましょうというようなことで、将来大変だからそこに用地を確保して、露天風呂があったほうに次のときはやるとか、そういうふうに地元で約束してきた経過があったわけです。だから、広域化で国も県も進めるということでやっていて、まだはっきり決まってないのに協定書を結んでしまったっていう、その辺はよく分からないということでもございましたけれども、私は非常に大きな問題だったなと思います。

合併をされて、井上市長になってからまた地元へお願いして、何とか平成24年度末までということで、継続で地元とやったということでございますけれども、私は今言われた協定書の中の、1番に地元で造る方法、2番に長寿命化、3番と言われましたことはよく理解できます。これを今言われた物価高騰とか、それから具体的にもうちょっと進めるということで、大事なことなのでぜひやっていただきたいと思います。

もう1つは、話を聞いていくと地元でやるのは非常に難しいからもう諦めてというような感じに捉えていますけれども、私は探せばどこかにはあると思っているんです。財政的にも一般財源77億円と言いますが、やはりこれは起債が受けられるはずなので、もっと安くはなるのではないかなって気がいたします。確かにごみの量が減ってきて、そんなに大きなものは国も補助

金をくれるかどうかという問題があります。しかし、地元でまず探すべきだと思っています。

そして長寿命化についても、地元をお願いして事情が変わって、広域化というのがなかなかできなくて、そんなことでぜひお願いしたいということをまたまたお願いすることも可能なので、やはり再度これも挑戦すべきかなっていうことを思っているんで、この方向性として期間がもう既にある、令和12年度末までということ環境アセスメントとか設計とかなると、もうあとがないということなので、それを踏まえて質問しますけれど、やはりもう一度地元で造る方法、その次は、もう1回造るときに何で高山市に広域できるようにお願いできなかったのかっていう、そこも非常に悔やまれるところなんですけれども、高山市もごみ焼却場を造るときにいろいろなところで断られて今のところになったんですけど、そのときも広域化で何とか頼むっていうチャンスがあったのではないかなと思いますけれど、高山市は更新時期から考えて無理なので下呂市との更新になるかもしれませんけれども、そういった方向で、あと1年ほどしかないかもしれませんが、地元でできる方法を探していくのがいいのではないかなという気がするのですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることはよく分かるんですが、一番の問題は人口減少で量が減っていて、非効率になっていくというのが一番の問題なんです。しかも平成の最初、まさしく議員が関わっておられた頃はまだ人口がある程度増えて、ごみの焼却量が維持できる時代、あるいは増えていく時代でしたから、いろいろな絵が描けたかもしれませんが、今はどんどん減っていく。しかも、止まらず減っていくわけですから、新しいものを建てれば必ず非効率になっていくというのは目に見えているわけです。なので、理念的には分かるんですけど、それは必ずしも現実的ではないっていうのが1点。

あと費用の問題なんですけれども、当然補助金はありますが、自己負担がかなり大きいので借金をしなければいけません。起債を打たないといけないんですね。これも一般廃棄物処理事業債みたいなものがあるんですが、交付税算入率とか充当率が非常によくないので、恐らくこれをやろうと思うと過疎債を使わないといけない。過疎債を使った年というのはほかの起債がないので、公共事業とか建設事業をその年は少し落とさないとけないということも出てまいります。そうしたこともありますので、過疎債っていうのは枠がありますから、そうしたことを自前処理にこだわるがために、そこに過度な負担をかければ別の問題を誘発するということもありますから、やはりそういうことも踏まえ合わせて慎重に検討しなければいけないのではないかなということでもあります。これが先ほど申し上げた多角的な検討ということでもありますので、そういったことをいろいろな立場から、いろいろな角度から検討して、最も将来に負担を残さないということを考えないといけないと思います。

また、このために今清掃施設、そうじゃなくても基金が割り振ってるんですけど、ここがもう一番苦しいって話は前も申し上げました。こういうこともあるので基金使うわけにいかないっていうことは、そういうこともあるわけでありまして。なので、そういうことも含めて多角的な検討をしていくということでもあります。

○7番（森要）

言われることはよく分かります。非効率ということもありますけれども、今は科学技術も非常に発達しておりまして、小さい量に応じた機械もできてくると思っておりますし、起債についてもやっぱり今までもどこかでやってきたときは必ずそういうことがあったので、やはり大事なこういうものを造るんですから、自分たちのごみは自分たちで処理するんだという考え方が必要だと私は思っています。

下呂市との広域化も検討すべきだと思いますので、もう一度地元でできるかどうかの検証、そして次は下呂市との広域の検証、そしてそういったことに対して、やっぱりこれはなかなか難しいなということになってから他市との順番になるんだなと思っておりますので、それをこの1～2年で考えていくということではできないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回改めて検討しますが、ただ、先ほど申し上げたように下呂市は令和元年に稼働ですから期間もまだ短いわけでありまして、両方とも人口が非常に大きく減少してる自治体だということですから、小さい自治体と小さい自治体を合わせても人口が減っていくことは間違いないわけでありまして、そこら辺は大きな課題になるだろうなということもありますし、高山市を跨いでごみが行き来するということもありますので、これを果たしてどう考えるのかということもあると思います。これはもちろん選択肢としてはあるのですが、有力な選択肢にはなりがたいのではないかという印象は持っておりますけれども、いずれにしてもその辺りも含めてしっかりと検討したい。ただ、大事なことは繰り返し申し上げますが、とにかく非効率にならないようにするという、それからお金がかからないようにするという、ここですから、自前処理だという理念で進めるということだけでは必ずしもないので、それが原則であることは間違いありませんが、客観的にいろいろな方法を多角的に考えるということになります。

○7番（森要）

よく分かります。理念でということで分かりますけれども、1つ参考に申し上げますと、富山県のほうでやったときの中継所も当然必要ですよ。前回検討したときに、他市でやると非常に余計にお金がかかったわけなんです。飛騨市で造った場合はこのぐらいかかり、富山に委託した場合はこのぐらいかかるっていうのが出て、もう向こうへやったほうが有利なんだということが出ておりました。

しかし、私はおかしいなと思って、担当者のところへ行ってその積算根拠を見せていただきました。その積算根拠に抜けてるところがたくさんあったんです。今言ったように中継所、そこから運搬するときの運搬車のこと、中継所に置いておくだけでは駄目なんだと。例えば災害があつて通れなくなったときにどうするんだと。そのときの処理はとても臭いが出ますから、その臭いに対処する装置を造らなければならない。そういったことを踏まえていっていると、はるかに高くなったんです。あくまでも考えていくときにはそういったことも考えていく必要があつて、私は否定するわけではなくて、やっぱり効率化っていうのも大事だし、理念だけ言っているのではなくて、自分たちのごみは自分たちでっていうのは原則なんですけど、それができない場合には

広域化でやるべきっていうのも当然よく理解できます。

理解できた中で、高山市とのやつが何で今までそれができなかったのか。あるいは高山市が造るときにそれができなかったのか。初めから他のところへ持って行くっていう考えがあったんじゃないかという気がしているわけです。だから、お金がこっちのほうが安くつくっていうことではなくて、その当時、他市へやると非常に高くつくっていうのがあったんです。ですからもう一度その辺をよく調査していただきまして、よく検討していただきたいと思います。単独のことはどうなのか、下呂市とはどうなのか、そして富山県とかあっちのほうについてはどうなのか、もう一度調査結果をしっかりと見て調べていただきたいと思います。スケジュールが出てきたときに、私たちに対する説明とかはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん方針を決めていくわけですから、方針を決めてこういうことにするということであれば議会も含めて皆さんに説明しなければいけないことは当然だろうと思います。

ただ、今おっしゃいましたけども、いつの調査の話をしておられるのか分かりませんが、令和4年の調査の話をしておられるのではないのではないかなと思うんですが、昔の話を持ち出されても困惑するだけですので、あくまでも今ちゃんとそこの中継のいろいろな費用も含めて数字を出してるわけですし、それを精緻にしていこうということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

○7番（森要）

私が言っているのは、最初の富山県へ持っていくというときの比較表です。それを申し上げておきます。ぜひよく検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。杉崎土地改良事業の推進についてを伺います。1点目、特殊農業機械のリース制度の創設について。2番目、整備計画の上・下流の水路の取付工事について伺いたいと思います。本年6月2日に、産業常任委員会で県営経営体育成基盤整備事業として、令和6年度から工事を着工してきた杉崎地区の土地改良の現場を管内視察してきました。その際、地元推進協議会の会長より事業を実施するに至った経過、過去の土地改良の経緯、今回の整備事業の概要及び工事完了後の営農計画等を伺いました。また、令和8年度事業の進捗に際し、新たに発生した問題点・課題も伺ってきました。そこで、次の2点について伺います。

1つ目、特殊農業機械のリース制度の創設について。整備計画を実施するにあたり、地元の推進協議会では考えられる課題を整理して事業計画を立て、工事の実施においては工事と並行してその課題を整備してきたことを伺いました。しかし、それでも工事進捗の中で、新たに様々な問題が出てきました。このような事例はよくあることだと思います。令和6年度、令和7年度の工事完了後、一部耕作を始めてこられましたが、耕土の整地がうまくいかず、今年度は玄の子にある整地の特殊機械を借上げして整地したい考えを述べられました。補助対象外となる耕作する上での整地においては、区画が安定するまで少なくとも3年をめどに整地していかなければなりません。その特殊機械の貸出しが制度上できるかどうかを伺います。もし、それに問題がある場合は、杉崎地区の整備も令和11年頃までかかり、その後、袈裟丸地区の整備をするため、使う頻度はあ

るので、飛騨市で機械を購入し、特殊機械リース制度の創設が考えられます。市の見解を伺います。

2つ目、整備計画の上・下流の水路の取付工事について。土地改良事業を実施するに至った理由の一つに、用水路、排水路、暗渠等の老朽化が進み、全面的な改良が不可欠となっていることがあげられました。今回の事業において、用水路、排水路等改良されて見違えるようになっています。今後、整備する地区の上・下流への水路の取付改良工事が必然的に必要となります。特に、線路側の上流側の取付水路は、老朽化して水が漏れている状況です。接続部の取付工事は土地改良事業ではできないと聞いていますが、何らかの方法により整備する必要があると考えます。市はどのように対応されるのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

杉崎の土地改良事業に関する御質問いただきました。

まず、1点目の特殊農業機械のリース制度の創設についてお答えをいたします。土地改良事業完了後の農地において、地盤が安定せず耕作に不具合が生じるという課題につきましては、市としても承知しております。改良効果が十分に発揮され、農地が完全に安定するまでには一定の期間を要するのが実情でございます。

議員御質問の特殊農業機械につきましては、いわゆるレーザーレベラーを指しているものと認識しておりますが、本件に関しましては、以前、玄の子地区の土地改良において同様の整地課題がある一方、機械が高額で農家が単独で導入することが難しいと考えられたことから、市が購入し、農家に貸し出す方法を検討したことがございます。しかし、当該機械は操作に高出力のトラクターが必要となる点、何より作業適期が限られ、需要が集中するため、利用できる人が限られてしまうという課題があり、市が直接機械を購入し、リース制度を創設することは困難であるとの結論に至っております。

一方、当該レーザーレベラーを保有している市内の農業者に確認をいたしましたところ、機械のリースについては対応が難しいものの、受託作業については相談可能であるとのことでした。これを受けまして、均平化の作業受託に対する支援として、現在、大区画圃場整備事業交付金により、10アール当たり1万円の助成を行っております。

今後の対応といたしましては、土地改良後の農地が安定するまでの期間、こうした交付金や農地集積協力金、多面的機能支払交付金など、既存の国の支援策の有効な活用を促し、計画的に作業を進めていただけるよう、引き続き支援をしてまいります。

次に、2点目の整備計画の上・下流の水路の取付工事についてお答えをいたします。特に線路側の上流部でございます水路につきましては、議員御指摘のとおり、現状では老朽化が進み漏水が発生していることを確認いたしております。本件につきましては、県営経営体育成基盤整備事業の対象地区外となりますことから、県とも協議を重ねてまいりましたが、残念ながら同事業での対応は難しいという判断に至りました。

したがいまして、本箇所につきましては当該土地改良事業の効果を最大限に発揮するためにも、

市が責任を持って対応する必要があると認識しているところであり、先日、地元推進協議会、県、そして本市の3者で現地立会を行い、改めて現状を確認してきたところでございます。今後は、どのような修繕方法が最適であるか、どの時期に施工を行うのが最も効率的かなど、地元協議会の皆様とも十分に相談を重ねながら、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○7番（森要）

2点目の、上・下流の水路の取付工事の件につきましてお答えいただきまして、土地改良では無理だけれども市のほうで対応したいということで、非常にありがたいと思います。こういったことが出てくると思いますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

1番目のリースのレーザーレベラーについてですけれども、これは受託支援ということで、例えばこれを頼むと、これを使っている玄の子の所有者が来ると非常に高額になってしまって、それを今の言われた支援金だけではとてもとてもできない。例えば受託すると幾らって作業単価が決まっているからものすごくお金がかかってしまって、1反当たり幾らというだけでは、通常の管理する上ではいいんですけれども、それでは支援がいかないと思っています。ですから、そういうアタッチメントできるようなトラクターを持っている業者もいると思うんですけど、そこへリースとして貸していただくという、リース支援というのがいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

まずリースでございます。このレーザーレベラーを使うために必要なトラクターってのが、やはり本当に高出力のもの、具体には100馬力くらいのトラクターが必要になり、これくらいの大型の農機になりますと、使用するにも大型特殊免許が要するというようなことがあったり、トラクター単体でも優に1,000万円を超えています。レーザーレベラー自体も700万円とか非常に高額な機械なわけです。こういったものをオペレーター抜きでリースをするということは、所有する農家にとっては非常なリスクがあるということで、そこはちょっと考えにくいということをおっしゃってられました。

もう1点のほうですが、これを受託した際に市の交付金では足りないという御指摘、そのとおりかと思います。この交付金では、恐らく受託に係る作業の25%程度ぐらいしか補填できないのではないかと考えておりますが、そこで先ほど申し上げましたように、この農地を集積するにあたって、この協議会には農地集積協力金という、何でも使えるって言ったら語弊がありますが、そういった交付金でかなり高額なものが杉崎地区にも入ってまいります。また、従来からあの地区でやっていただいている多面的機能支払交付金、こういったものも均平化ということを名指した直接のメニューにはありませんけれど、例えば耕作に支障となる礫の除去とか、畦畔の付け直しとか、こういったことには充当できるということで、従来からあるこうした交付金の制度を十分に有効に活用していただければ、この3年程度の間に農地を使いやすく変えるということは対応いただけるのではないかとということで、この点についても協議会ともお話をし、今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（森要）

私もその辺は大事だなと感じているんですけど、そういったものを使えるとしても、大型の1,000万円ほどするものは玄の子地区以外のところで持っているところはあるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

今こういった自動で蛇行できるような大型機械を持っている農家さんは、ほかにもおられます。ただ、レーザーレベラーを持っていらっしゃる農家さんっていうのは、やっぱりほかにも市内にはおられないという認識をしております。

○7番（森要）

大きな機械を持っているのは2～3件あって、レーザーレベラーはない。だからそのレーザーレベラーを市で買って、それを業者の方に貸して、土地改良の工事関係者の方はオペレーターでできる人は十分できるので、そこの建設業者の方々に貸して整地をすればかなり安くできるのではないかとということで、700万円ほどするわけですけど、これは今後杉崎地区についても3年以上かかりますし、袈裟丸地区もかかります。難しいかもしれないけど、その後もまたほかで出てくる可能性もあるので、私は買ってでもやっていくべきではないかという気もするんですが、杉崎地区の農家さんが非常に負担になるので、何とかそういったことをして、多面的機能支払交付金とかいろいろなものはまたそっちのほうで使えますので、やっぱりこれは大きな問題だなと思います。ぜひまた検討していただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

初めの答弁にもありましたように、やはり作業適期っていうのはやっぱり限られます。そういったときに、こういった大規模な区画をやり直した地域だけではなくて、湛水土壤中直播も一生懸命進めておりますが、こういった際には水田を均平化するという作業は本当に重要になってまいります。ですから、いろいろな場面でこういった機械が必要になるということが想定されるわけです。ですから、需要が集中するんですね。そうすると、それをどこに、誰がこういった優先順位で借りていくんだという問題もまた出てくるかと思えます。また、こういった機械の保管ですとか、付け替えのときは誰がやるんだとか、そういったいろいろな問題がありますから、様々な面を検討して今後につなげてまいりたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひ検討していただきたいと思います。実際持っているところは、自分がやる時はもうそれで終わってしまうんですが、整地する人たちは一緒になるってことはまずないと思うんですよね。耕作してないんですから。そういったことを踏まえて、できるかどうか考えながら検討していただきたいなと思っております。それでは次の質問に入ります。

◎議長（澤史朗）

書記、時計を止めてください。

間もなく正午となります。まだ森議員の質問途中でございますけれども、続きは休憩後にお願い

いしたいと思います。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時59分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○7番（森要）

それでは、引き続き3番目の質問をさせていただきます。飛騨河合飛騨牛繁殖センターの運営について伺います。1つ目、当センターの指定管理者に至った経緯は。2つ目、万波牧場の牧草管理についての2点を伺いたいと思います。飛騨河合飛騨牛繁殖センターは、株式会社永吉が指定管理者として運営しています。堆肥の肥料化、衛生環境の取組をされ、快適な環境の中で飛騨牛の繁殖をされています。また、指定管理者の条件として、万波牧場の牧草管理をされていることを伺いました。そこで次の2点を伺います。

1、当センターの指定管理者に至った経緯は。この施設の整備から、現在の経営者に至る経緯を伺います。

2、万波牧場の牧草管理について。万波牧場の整備について、万波大根や放牧を思い浮かべますが、現在は牧草の採草をしていると聞いております。これまでの牧草管理に至った経緯を伺います。また、この万波牧場の所有は飛騨市と思われますが、現在の指定管理者を含めて他の耕作者に譲渡することができないのか。できないとなればその理由を伺います。また、牧草を刈り取るのに大型の機械が指定管理物品としてあると聞いていますが、老朽化しております。この機械の更新はどのように考えているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

飛騨河合飛騨牛繁殖センターの指定管理に至った経緯についてお答えいたします。当センターは平成18年度から平成21年度にかけて、畜産担い手育成総合整備事業により総事業費約3億6,000万円を投じて整備した施設です。整備の目的は、「地域内での安定した素牛生産」と「飛騨市生まれ、飛騨市育ちの飛騨牛」の生産を推進し、地域の畜産基盤を強化することにあります。

当時は、飛騨牛の安定供給に向けて子牛生産基盤の強化が喫緊の課題となっておりましたが、このような大規模な畜産施設への投資は、民間事業者にとって極めてリスクが高く、民間単独で整備・運営することは容易ではなかったことから、市が施設を整備し、地域の畜産振興を支える役割を担うこととしたものであります。一方で、大規模な牛の飼養には高度な専門知識と技術、

さらには日々の飼養管理のノウハウが不可欠であることから、市が直接運営するのではなく、専門性を有する事業者による管理運営が適当であると判断し、センター開設当初から非公募による指定管理者制度を導入いたしました。その結果、初代の指定管理者には、市内の畜産関係団体、法人及び農家で構成される農事組合法人飛騨かわい牧場を選定し、平成21年度から令和5年度までの15年間にわたり、センターの管理運営を担っていただきましたが、子牛価格の低迷や構成団体の脱退などにより経営環境が大きく変化し、管理運営の継続が困難となったことから、指定管理を辞退されるに至りました。このことを受け、市ではセンターが担うべき役割を維持・発展させるため、「地元産粗飼料の積極的な活用」、「県内子牛市場への積極的な出荷」、「研修施設としての機能の充実」の3項目を条件として、令和5年度に改めて指定管理者を公募したところです。

その結果、現在の指定管理者である株式会社永吉を選定し、現在3年目の管理運営を担っていただいております。同社には、地元産粗飼料の積極的な活用をはじめ、次世代の畜産人材育成に向けた学生の受入れなど、センターに求められる役割を着実に果たしていただいております。今後も、市と指定管理者が連携しながら、地域の畜産振興と担い手育成の拠点として、その機能が十分に発揮されるよう適切な管理運営に努めてまいります。

続いて、2点目の万波牧場の牧草管理についてお答えいたします。万波牧場は、旧宮川村時代の昭和52年に県営農地開発事業により、大根など高冷地野菜の生産拠点として大規模に整備された農地ですが、交通アクセスの悪さや市場までの輸送コスト、労働負担などから採算性の確保が困難となり、野菜栽培を断念された経緯があります。その後、市が平成18年に当該農地を取得し、畜産担い手育成総合整備事業の一環として中山間地域の農地を有効活用するため、採草放牧地へ転換し、地元で安全・安心な牧草を生産する体制を構築し、現在まで維持しているものです。当万波牧場は、飛騨河合飛騨牛繁殖センターと一体となって運営される重要な採草拠点であり、飛騨牛の飼養に必要な地元産粗飼料を安定的に供給するためにも、現在の指定管理者による管理運営が最も適切であると判断しており、現時点で譲渡する予定はございません。

また、万波牧場で使用しているモアコンディショナー、トラクター、ダンプなどの採草機械については、前指定管理者の時代に導入されたものであり、約20年が経過し老朽化が進んでいることは認識していますが、現在も使用に支障がない状態にあることから、早急な対応は不要であると考えております。今後、国・県の補助制度の活用も図りながら、適切な時期の更新について検討してまいります。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○7番（森要）

ただいま万波牧場の指定管理に至った経緯、それから牧草管理の機械のことを答弁していただきました。経緯につきまして、非常によく分かりました。地元産の粗飼料の生産ということで、あんなに遠いところまで一緒に行って牧草を採草しているということ、それから牛の衛生管理が非常にいいところで驚きましたけども、非常に安定的な経営をされているっていうことを実感してありがたいと思います。

土地については大事なものだということで売る気はないし、このまま続けていきたいということとを伺っております。機械が今20年経って、いつ壊れても不思議ではないということで、今のと

ころはいいけれども準備だけはしておく必要がありますので、適当な補助制度があったりした場合にはぜひとも更新をしてもらいたいというふうに考えておりますので、検討のほどよろしくをお願いいたします。

次の質問に入ります。広葉樹のまちづくりについてを伺います。2つあります。1つ目、観光コンテンツ化するための施策について。2つ目、国の採択事業の概要と見込みについてを伺います。今回の補正予算において、国の補助事業採択を見込み、広葉樹のまちづくりという独自の社会システムを観光コンテンツ化するための所要額650万円が計上されています。そこで次の2点を伺います。

1、観光コンテンツ化するための施策について。広葉樹のまちづくりという独自の社会システムとはどういうことか、またこのシステムをコンテンツ化するには具体的にどういうことを目指しているのかを伺います。

2、国の採択事業の概要と見込みについて。予算の説明では、国の補助事業の採択の見込みと述べられましたが、その事業の概要と見込みを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 登壇〕

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

広葉樹のまちづくりについての御質問をいただきました。1点目の、観光コンテンツ化するための施策についてお答えいたします。

まず、独自の社会システムにつきましては、森林率94%という広大な森林の約7割を占める豊かな広葉樹資源を背景に、従来は安価なチップや燃料にしかならなかった小径木や曲がり木にデザインと技術で新たな命を吹き込むとともに、伐採から製材、加工、販売までを地域内で完結させることで、高いトレーサビリティと地域に新たな経済循環を創出する広葉樹のまちづくりそのものを指しております。

次に、こうしたシステムの観光コンテンツ化につきましては、広葉樹のまちづくりを林業・木材産業としてだけ捉えるのではなく、森、貯木場、製材所、木工房を巡って、森にある広葉樹がプロダクトに変わるまでの物語を観光コンテンツとして捉え、旅行商品化することを指しております。こうしたコンテンツは「ホンモノ体験」や「サステナビリティへの貢献」というニーズが高い、特に欧米豪の知的富裕層のニーズにも合致していると考えております。また、コンテンツ造成に合わせ、飛騨地域で活動する通訳案内士や市内の民間ガイド等を対象に、広葉樹の知識や商品化までの流れを欧米豪の価値観に響くように伝えるためのガイド養成講座を実施することとしております。現在、飛騨市にお越しになるインバウンドは、近隣観光地からの立ち寄りがその大宗を占めておりますけれど、これらの取組により、宿泊も併せた目的地となることを目指してまいります。

次に、2点目の国の採択事業の概要と見込みについてお答えいたします。今回の観光庁事業、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業は、インバウンドを地方に誘客することで、国内における観光需要の平準化と分散化を目的とするものです。本事業につきましては、既に採択の通知を受けておりまして、現在、事業開始に向けた準備を進めております。具体的に

は、交付決定が発出され次第、市内民間事業者と連携しながら、広葉樹のまちづくりを体験する高付加価値な滞在プログラム確立に向けた事業を展開し、冬期や初夏の閑散期における宿泊需要の底上げと、年間を通じた需要の平準化に取り組んでまいります。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 着席〕

○7番（森要）

詳しく説明していただきましてありがとうございます。今まで取り組んできた広葉樹のことに對して、これを商品化するというで伺いました。通訳案内士とかガイド養成、非常に魅力があると思っております。市内を見ておりますと、ツアーガイドを連れてやっているところもありますし、そういうのを連れずに自由に飛騨市を回っていると思うところがよく見受けられます。こんなところに魅力があるんだなっていうことを最近思っているんですが、ぜひそれを商品化できるように、また、海外の方々にも発信するといったことも期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。もう既に国の採択がされたということは非常にすごいなということを思っています。多分これは委託料だと思いますが、こういうものにお金をかけてどうなのかっていうことを思いましたけれども、それが実施なされてできることを思っています。

もう1つ、先ほど言いました木材生産業者とかいろいろなことを絡めていくということがありましたけども、今後やっていくためには、そういった協力が必要だと思っているんですけども、そういったことも踏まえた計画を作るということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

議員もよく御承知のとおり、広葉樹の関係の部分には様々な事業者が関わってくださっています。森から木を伐採して、それを乾燥させるために貯木したり、それを製材する、その次にデザインとかでプロダクトになっていく、その一つ一つの過程に様々な事業者さんが絡んでいらっしゃる。今回のこのツアー造成というか観光コンテンツ化というのは、川上から川下まで全て観光コンテンツ化するわけですので、このインバウンドの方に体感をしていただくというところなんです。宿泊の場所も含めて、例えば広葉樹を活用された宿に泊まっていただくということになりますので、今までである意味収益化する部分はプロダクトの部分だけだったかもしれませんが、観光コンテンツ化することによってそれぞれの部分で収益化も図っていくといったような、次のステップというか、そういった取組であるということを御認識いただければと思います。

○7番（森要）

大変魅力的なものだと思っております。期待しておりますのでまたよろしく願いいたします。以上で終わります。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時20分といたします。

（ 休憩 午後1時16分 再開 午後1時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をします。昨日は私と同じA Iやスマート農業に関する質問で答弁がありましたが、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1つ目、飛騨市の今後の稲作事業について。水稻（米）は日本の農業を支える基幹作物であることは言うまでもなく、現場では多くの手間と時間が必要とされています。人手不足が続く中、解決策としてスマート農業への関心は高まっています。ただ、初期投資や導入への不安から踏み切れずにいるケースがあるようです。飛騨市においても、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足の進行により、農作業の省力化と生産性向上が大きな課題となっています。

今回市では、水稻栽培の省力化を目的として、直播栽培の実証試験に取り組まれています。直播栽培は、育苗や田植え作業を省略できることから、労力やコストの削減に効果が期待されています。一方で、近年の土壌改良事業により農地の大区画化が進み、直播栽培においても、広大な圃場での播種作業が必要となります。こうした中、全国ではドローンを活用した直播技術が普及し始めており、播種作業のさらなる省力化や作業時間の短縮、農業者の負担軽減につながるものとして注目されています。飛騨市においても、スマート農業技術の活用による持続可能な農業経営の実現が求められると考えています。私は、令和6年9月定例会で、スマート農業の取組についてをテーマに一般質問をいたしました。今回は水稻のスマート農業推進について、市の取組を伺いたいと思います。

1つ目、湛水土壤中直播の評価は。先日、飛騨市で開催された「スマート農業技術をフル活用した稲作省力化研修会」に参加してきました。目的は、担い手確保や労働力不足の解消といった課題を、解決手段として、稲作の省力化のため湛水土壤中直播栽培の実演を見てきました。湛水土壤中直播とは、稲苗を育てて田植えをするのではなく、トラクターを利用して種もみをそのまま水田にまいて育てる水稻栽培方法で、春先にハウスで稲苗を育苗する手間や、ハウスから苗を運搬する工程を省くことで省力化が見込まれているからです。昨年から湛水土壤中直播の実証実験に取り組まれています。成果と課題はどのように評価されているか伺います。

2つ目、ドローン活用の推進は。飛騨市では、湛水土壤中直播栽培の実証試験に取り組まれており、育苗や田植え作業の省力化による労働負担の軽減が期待されています。しかし、先日、産業常任委員会で古川町内の土地改良事業によって大区画化された圃場では、直播においてもトラ

クターによる播種作業が大きな負担となることが感じ取れました。

全国では、ドローンを活用した直播や肥料散布、農薬散布などのスマート農業技術の導入が進み、省力化や作業時間の短縮に大きな成果を上げています。一方で、こうした大型ドローンは高性能化が進み、機体や周辺設備を含めると1台約500万円規模の投資が必要となり、個々の農業者が導入するには大きな負担となっています。今後、飛騨市の農業を持続可能なものにしていくためには、直播技術とスマート農業技術を組み合わせた、さらなる省力化の推進と導入に対する支援策の検討が必要であると考えます。飛騨市のドローンを活用した実証試験はどの程度進んでいるのか。また、今後どのようにドローンの活用を検討されているのか伺います。

3つ目、スマート農業技術で新たな取組は。私は稲作のスマート農業技術導入により、単に労働時間を減らすことだけが目的ではなく、その時間を新規作物への挑戦、6次産業化、担い手育成、地域農業の発展などが重要なテーマと考えます。市としては、スマート農業技術の導入により創出された時間をどのように活用を想定しているのか。私は、市のスマート農業技術の導入が進んでいない印象を持っており、市内農家への導入実態調査や導入が進まない要因調査は行っているのか。また、農業従事者と地域農業の成長や農業所得の向上についての話し合いはされているのか伺います。

4つ目、山間部の小規模水田の将来は。飛騨市では、農業の担い手不足や高齢化への対応として、大区画化水田へのスマート農業技術導入が進められております。効率化や生産性向上の観点から、大変重要な取組であると認識しております。一方で、飛騨市の農地の多くは中山間地域に位置し、小規模で傾斜地が多く、区画整理や土地改良が容易ではない水田も数多く存在しております。今後さらに高齢化や人口減少が進む中で、こうした山間部の小規模水田については、耕作放棄地の増加が懸念されます。以前も一般質問で市長は、守る農地と守れない農地があると伺いましたが、水田に関して10年後、20年後を見据えた山間部の水田の維持・保全をどのように考えているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

それでは、飛騨市の稲作に関する御質問について順次お答えいたします

まず1点目の湛水土壤中直播の評価についてです。湛水土壤中直播は田植えを行わず、もみを直接水田へ播種することで育苗作業を不要とする栽培方法であり、水稻生産における作業工程を削減できることから、省力化・省人化を図る有効な技術として期待されています。市では、昨年度からJAひだと連携し、市内の大規模経営体とともにコシヒカリを用いた約2反の圃場で実証試験を実施しております。その結果、収量・品質・食味のいずれも地域平均を上回り、飛騨地域においても十分導入可能な技術であることを確認いたしました。

一方で、雑草対策や鳥害対策に加え、特産もち米「たかやまもち」に適した栽培技術の確立が課題であることも明らかとなったことから、本年度は県の生産方式イノベーションモデル実証事業を活用し、飛騨市型スマート農業のフル活用稲作省力体系の実証に取り組み、直播技術のさらなる普及と高度化を進めております。具体的には、雑草対策として、発生する雑草の種類に応じ

た除草剤の選定と、適期散布による効果を検証するとともに、鳥害対策では、自動水門を活用してスズメやカモが飛来しにくい水深を維持し、その防除効果を検証しております。さらに、たかやまもちについては、黒内地内において出芽時の腐敗を防止できる廉価な種子コーティング剤を用いた播種試験を約8反で実施をしております。このほか、水持ちの悪い水田に対応した栽培技術の確立や、播種時期・標高・気温データを活用した成熟期予測技術についても、県中山間農業研究所や農林事務所と連携しながら研究を進めております。

次に、2点目のドローン活用の推進についてお答えします。今年度、JAひだが高山市丹生川町において、ドローンによる直播の実証試験を開始しており、市といたしましては、出芽状況や雑草の発生状況などを注視し、課題や対応策を整理した上で、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

また、同一地域内で複数の担い手が個別に実施している防除作業につきましても、防除時期に大きな差がないことを踏まえ、ドローンを所有する経営体が地域全体を対象に共同防除を行う広域防除の試行を進めております。さらに、高温障害による品質低下対策として、近年開発された高濃度液肥をドローンで散布する試験にも取り組んでおります。今後も、飛騨市の営農状況に適したスマート農業技術や新たな資材を積極的に取り入れ、県やJAなど関係機関と連携しながら、その普及・定着に取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問についてお答えいたします。スマート農業技術の導入は、議員御指摘のように地域農業の発展と農業所得の向上につなげていくことが重要であると認識しておりますが、一方で、高齢化などを背景として離農が進み、水田の維持管理を大規模経営体が担わざるを得ない状況となる中、経営規模の拡大に伴う人手不足は一層深刻化しております。このため、市では直播や自動水門、ドローンの広域活用など、省力化・省人化につながる技術の導入を優先して進めているところですが、スマート農業機械は高価なものが多く、現時点での導入は一部の経営体に限られるのが実情です。具体的には、過去5年でドローン3台、自動操舵田植え機1台、直進アシストトラクター2台、食味計つきコンバイン2台とリモコン草刈り機1台の導入を把握していますが、その際の課題は、導入コストや中山間地域特有の圃場条件と伺っています。今後は各種実証事業の成果を十分に検証するとともに、農業者や関係機関との意見交換を重ねながら、本市の営農環境に適したスマート農業技術の普及・定着を着実に進めてまいります。

続いて、4点目の御質問にお答えします。山間部の小規模水田では、担い手の大幅な減少や、条件の厳しさから守りきれない農地が存在することを認識しております。このため、今後全ての農地を維持することは現実的ではなく、守るべき農地と離農もやむを得ない農地を明確に区分し、それぞれに適した保全・活用策を講じる必要があると考えております。地域の担い手や住民の皆様と地域計画を策定する中で、各地域において守るべき農地を選定し、当該農地について中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用いただき、地域環境の保全に取り組んでいただきたいと考えております。

また、3点目にお答えした営農環境に適したスマート農業技術の普及の観点から、今後の技術発展を注視し、山間部の小規模水田に適した農業技術への取組を進めてまいりたいと考えております。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

今ほど直播の実証のお話を聞きましたが、実証試験を去年からやられて2年目じゃないかと思うんですが、それと大区画化された農地ということで、例えば大区画化された農地は完全に直播にするんだとか、それとも稲って1年に1回しか取れないので全部やると失敗もあるということで、どんなに進んでも直播は半分だとか、こういったスケジュール感で直播を広げるのかお考えはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

直播に関して、具体的に農地の何割をやるかという数値的な目標を設定しているわけではございません。ただ、市内の大規模な経営体というのは、1社で200枚から300枚ぐらいの水田を管理しているのが実情なんです。ですから、やはり直播にある程度向いた面積も必要かと思えますけれども、そういったところから実践的に進めていくと。これを増やしていくことで全体的に省力化・省人化が図れるということですので、作付をしてその収穫がどうであったかということもしっかり確認をしながら順次拡大していくという方向性かと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。先日、飛騨市が開催した直播の実証試験でも、稲苗を植える時間分だけトラクターを動かすということで、結構な重労働で、私が見たのはたしか2反か3反の田んぼでしたけど、オペレーターの方に聞いたら大体1枚2時間程度かかるってことで、恐らく苗も種を植えるのと同じ時間だと思うんですが、労働時間を考えたらやっぱり直播になると思います。今年の3月定例会の予算特別委員会で、乾田直播も検討しているけども雑草問題でなかなかという課題があるということだったんですが、究極は、やはり乾田直播が労働力の省力化から見たらいいと思うんですが、乾田直播の進められている状況を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

乾田直播に関しまして、畑地に直接もみをまくという技術でございしますが、今年度は小規模な面積ですが、太江地区で試験を今開始をしております。畑地にまくわけですので、代かきを当然しませんね。ですので、初期の除草対策っていうのが全くできないんです。なので、やはり雑草の繁茂というのを本当に大きな課題として捉えております。今申し上げた実証法でもヒエがものすごい繁茂したものですから、ヒエに効く除草剤を入れたら、今度は他のそうじゃない草が繁茂してしまって、現時点で当地域でこれを確立していくっていうのはなかなかハードルが高いなど。うちの農業技術専門室長の鍵谷さんにお聞きすると、やっぱり体感では除草剤も3倍ぐらい入れなければいけないのではないかということ、今見解として見ております。今本当に小規模な農地ではございますけれども、これを順次拡大をしながら、本当に乾田というものがこの地に合った営農手法なのかということをしかり実証してまいりたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

やはり省力化となると、乾田直播の稲作が一番いいんだというふうに思います。ただ、今聞く

ように除草がそんなにも大変だということを私も理解してなかったもので、ぜひ試験をやっていたでいて、やっぱり5年後、10年後には、乾田直播でも何とか水田でできる米と同じようなものができるようにまたよろしくお願いします。

次にドローンの件なんですけど、私5月に他県でたまたまドローンによる直播の実証試験を見てきたんですが、3反ぐらいの田んぼでドローンを3台一緒に飛ばします。1つはもみ、その次に除草剤、最後に肥料だったんですけども、種もみと除草剤はそんなに重さはないので、15キログラムとか20キログラム程度で、それでもこのぐらいあるドローンで、最後の肥料は70キログラムということでヘリコプターかと思うような音がするものだったんですけども、結局、今何でドローンがこんなに発達したかって言ったら、少し前まではドローンって直角でしか回れなかったのが近年Uターンできるようになって、農業技術に応用できるってことと、やはり重量物を運搬できるということで、私が見てきたドローンは田んぼの四隅を衛星で覚えこませて、あとはGPSでその田んぼを飛ばして帰ってくると。縦1列に並んで3分ぐらいで3反の田んぼの種もみから除草剤から肥料ということで、これがやっぱり省力化だなというふうに思ったんですね。

ただ、機械が相当高いってことで、一番重い70キログラムを積めるのは、まく装置も入れると500万円というふうに聞いたので、なかなか個人では買えるものじゃないと思うんですが、農業だけに飛騨市の補助金っていうのは難しいと思うんですが、例えば今飛騨市にあるドローンの会社がありますよね。そこと協働して取り組むだとか、または飛騨市以外でもそういったことを取り組んでいるところがあれば、そういったところと協働でやるっていうお考えはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

今ドローンの直播のことをおっしゃいましたけども、昔はただもみをばらまいていただけなのが、条播ですね、条植えがドローンでできるっていうような技術が開発されて、本当に注目をされています。

ただ、おっしゃるように本当に個体の価格が高いということがあります。先ほど申しました直播の実証というのはトラクターを用いて進めている段階でありますので、次の段階、さらに技術が進んで機材も廉価になっていくというようなこともやっぱり想定されますから、そういった新しい技術については適時に導入できるように、また農家の方とも意見交換をしていきたいなと思ってるんですけども、当面は今お持ちの大規模経営体の、先ほど申しました防除、「ついでに防除」っていう勝手に名前をつけておりますが、自分たちの農地をやるときに、お隣の農地も一緒に防除してもらおうということで、やっぱりドローンの効力というのをいろいろな方に知ってもらうということも大事ななと思っておりまして、今のところそういうような段階で、順次丁寧に活用について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

田んぼに入る、例えば、先ほどの質問にあったように、1台1,000万円する機械は、確かに効率はいいいんですけども、ただ、田んぼの中を走るので、時間が2時間、3時間とかかると共同で買っても同じ時期に農作業するのでっていう話がありましたけど、ドローンであれば数分で済む話なので共同で購入するとか、やっぱりそういったことでも大変効率のいいものだと思います。な

かなかすぐというわけにもいかないし、直播がまだまだ試験段階ということなので、ぜひドローンを活用したスマート農業を進めていただきたいと思います。

あと、私先ほど言いましたけど、一番初めは玄の子地区で土地改良がしてありまして、今回は杉崎地区ができました。2年前にスマート農業の質問したときに、実際に田んぼ見に行ったら、確かに大区画化されていい水田になっていたんですが、見てみるとどうしても給水が手動のままであったり、今回も実証試験するところは自動バルブとレベル計がついていたんですが、ほかを見に行ったら何もついてないと。玄の子地区で聞いたときは、あの頃、給水弁が10万円ぐらいでなかなか全部の田んぼに入れられないということで手動のままだったんですね。杉崎では1台5万円で、2年ぐらいでもう半分になっているので、そういったことで進めないとスマート農業と言いながら、実際はまだ農業の方が水の見回りとかをやられてます。特に、田植えをしてから8月の乾かす頃までの3か月ぐらいは、兼業農家の方は朝早く仕事へ行く前に田んぼの水当てをして、帰ってきて夕方遅くなってから水を止めるという作業がずっと続くわけですね。

それと、稲作っていうのは、常に水は約10センチメートルあると、水が暖かいところで1センチメートル、2センチメートル入れるってことで、水温が保たれるということで稲作にはいいんですが、朝水を当てて、夕方に止める、結局乾いたところに水を入れるということで、具体的にどれだけの収穫量の違いがあるか分かりませんが、農業者の方にこういった自動技術を入れることで創出された時間で新たに事業をすとか、ほかの新規の作物を作るとか、そういったことを分かってもらわないと、なかなかこのスマート農業技術って進まないと思うんですが、そういったことはどのように部長は思っていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

今の御指摘のスマート水門ですね、私どもが直播の圃場で使っているのは1台3万円で、乾電池で動くんですね。1シーズンそれでもちます。それにタイマーがついたようなものになると5万円とかかってくるといことであります。実際に使ってみますと、その機械の中にサワガニが入り込んで不具合があったりとか、実証中にはいろいろなケースがあるんですけども、やはり水を見に行く時間は、水深を設定しておけばそれで止まったり開いたりするわけですので、そういう時間は削減できると思います。

議員おっしゃるように、その空いた時間を他の作物とか6次産業化というな、この視点は本当に重要だと思っております。また、それに加えて、やはり当地の農業者は大分高齢者だと思います。私休んでほしいんです。その空いた時間は体を休めていただきたいなということを思っておりますから、そういった小さな販売農家にも利用していただけるように、まだまだ恐らく安くなってくのではないかと思いますし、私どものこの実証実験をしているところ、黒内の方はたまに見に来たりされるようですが、デモンストレーションではないんですけども、やはりこういうことがあるんだよってことは広く伝えていきたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

高齢者の方がやられている場合は体を休めることも重要なんですけど、やっぱり所得を上げる意味では、兼業でやられている方は、朝早く起きて水を管理して仕事へ行っているの、現役世

代の方はその時間で生産性を向上するために何か事業をすとか、それはなかなか個人ではできないので、農業の仲間でやるっていうようなこともやらないと若い方が農業に従事するっていうのが進まないと思います。今1台3万円とか5万円って言われましたけど、田んぼの枚数が多いと何十万円、100万円単位になってしまうので、設備投資に見合った効果がない駄目だと思います。農家さんにその空いた時間で何か事業をすとか、それは冬にもつながるので、スマート農業技術を進めていただきたいというふうに思います。

そうしたことで、2番目の質問に移りたいと思います。2つ目、飛騨市のA I 導入について。今年に入り、新聞やテレビでは企業によるA I（人工知能）導入の記事を目にしない日がないほどとなっています。昨年12月の定例会で、中田議員がA I について質問され、A I 技術のスピードは秒針分歩という言葉が使われましたが、日ではなく秒単位でアップデートされてると専門家が言うくらい、今のA I は進化しているようです。今や製造業や金融業、サービス業など幅広い分野でA I の活用が進み、人手不足への対応や業務効率化の手段として期待が高まっています。民間の全国調査では、34.5%の企業で活用していることが分かりました。また、従業員数で見ると、1,000人以上の企業では63%以上となっているそうです。

こうした流れは民間企業だけにとどまらず、全国の自治体においても、行政事務の効率化や住民サービス向上を目的としたA I 活用の検討・導入が進められています。実際に、総務省の調査では多くの自治体がA I の導入や実証実験に取り組んでおり、行政運営におけるA I 活用は、新たな段階を迎えております。飛騨市ではD X推進を進められ、書かない窓口では証明書の発行やお悔やみの手続きで記入がゼロで済ませています。利便性向上と職員の業務負担軽減の両立を目指していきたいと思います。また、2025年12月より、約3か月間、I T企業と協働でA I 活用の実証実験を行われていますので、成果や課題について、また今後ますます進んでいくA I 活用についての飛騨市の方向性などを伺います。

1つ目、A I 導入の目的は。飛騨市においても、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、職員の確保や人材育成が今後の行政運営における重要な課題になっていると考えます。また、市ではA I 活用の実証や職員研修などに取り組んでおり、行政分野におけるA I 活用の可能性について検討が進められていると認識しています。市長は、常々職員の採用に苦労されていることを伺いますが、飛騨市がA I を導入する目的は、主として業務効率化なのか。それとも、将来的な職員不足への対応を見据えたものなのか。また、A I 活用によって業務の省力化が進んだ場合、将来的な職員数の抑制や配置の見直しも検討されているのか伺います。

2つ目、A I 活用の業務内容は。市は、ホームページに市民サービスの生成A I 活用拡大も検討されています。内容は、市民からの問合せ対応や各種申請手続きの案内においてもA I を活用することで、市民の利便性向上と職員の業務負担軽減の両立を目指すと思いますが、今後A I の活用を拡大とした場合、どのような業務をA I に担わせることを想定しているのか、具体的な業務内容を伺います。

3つ目、A I 導入で若手職員の教育は。企業の調査では、A I が基礎的な業務を担うことで若手が育たなくなつたと回答する企業もあったそうです。市もA I 活用で業務効率化が進む一方で、これまで若手職員が経験してきた資料作成や調査、文書整理などの業務が減ることで、仕事の基礎的なことや判断力の育成に影響が生じる懸念があると思われます。市はこうした課題をどのよ

うに認識しているのか。また、A I に任せる業務と職員が経験する業務をどのように整理をするのか。職員は市民との信頼関係や地域課題への対応など、人でなければ担えない役割があると考えます。市はA I と職員の役割分担をどのように考えて人材育成をしていくのか、お考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

A I 導入につきましてのお尋ねでございます。私からは、3点目の若手職員の教育につきましてお答えを申し上げたいと思います。

A I が基礎的な業務を担うことで、職員の力が落ちるのではないかと。例えば、若手職員が自ら文書を作成する機会が減りますので、結果として書く能力が落ちるのではないかといった懸念があるということは、私も御指摘のとおりそういった可能性はあるというふうに思います。他方で、自ら書く能力というものが、A I が普及した将来の社会においても、今と同じ形で求められるのかどうか、こうした視点も重要じゃないかなというふうに思います。

思い返しますと、大体ここにいらっしゃる皆さんはインターネットが出てきたときっていうのを経験している方々ばかりだと思うんですが、90年代の終わりにインターネットの普及が始まったときによく言われてたこととして、必要な情報とか答えがすぐに手に入るとなると、人は物を考えなくなるのではないか、思考力が衰えるのではないかということが、今から30年弱前に盛んに語られてたということを思い出すわけであります。今そういう時代になったかという、あまりそういうことを言う人はいないと思います。

振り返れば、こうした議論はインターネットに限ったことではございません。歴史をひもとくとですね、活版印刷が出てきたとき、あるいは電話が出てきたとき、テレビが出てきたとき、電卓、ワープロ、新しい技術が出てくるたびに人間の能力が衰えるのではないかという不安が語られてきたということは、いろいろ調べてみると、確かにやっぱりそうに言われていたという記録が出てまいります。しかし実際には、技術の進歩によって求められる能力そのものが変化して、人々新しい環境に適応しながら、社会を発展させてきたという歴史があるのではないかなというふうに思います。インターネットも、先ほど申し上げましたように、当時その思考力が衰えるのではないかというふうに言われましたけども、今や社会に必要なインフラになって、人々の暮らし、社会の在り方、仕事の在り方、あるいは求められる能力そのものも大きく変化させてきたというふうに思います。したがって、新しい技術が社会に定着すれば世の中の常識とか人々の行動様式も変わる。そのために、従来のやり方に固執するのではなくてですね、時代の変化に応じた仕事のスタイル、人材育成の在り方、そうしたものを追求していく必要があるのではないかなというふうに思います。

ただ、もう一方で、A I がどれほど進化したとしても、行政実務において本当に必要な部分は何かというふうに申し上げますと、これは市民の皆様の声に耳を傾ける、思いに共感をする、そして信頼関係を築きながら課題の解決につなげていくという、これは人と人との関わりの中にあるわけでありますけども、これは恐らく人でなければ担うことができない、極めて重要なもので

はないかと思います。その一方で、日常業務においてA Iを活用することで、これまで時間を要していた業務を効率化して、その分、今ほど申し上げたような人間が担わなくてはけない、人間しか担えない部分に注力することによって、より高い効率・効果が得られるということがあるのではないか、そうしたことが重要じゃないかと考えております。

したがいまして、A Iに委ねることができる業務をA Iに委ねて、職員自身は市民の皆さんとしっかりと向き合って、信頼関係を築いて、そして地域の課題に向き合って、そうした役割分担をしていくという考えの中で今後の人材育成というものに取り組んできたい、このように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

それではまず、1点目のA I導入の目的についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市においても人口減少や少子高齢化の進行に伴い、職員の確保や行政運営の維持は極めて重要な課題であると認識しております。その上で、本市がA I導入を進める目的についてですが、A Iの世界は急激な発展期を迎え、爆発的なスピードで進化を続けており、飛驒市といたしましては、まずは足元の活用実績を積み上げ、技術動向を見極めながら着実に歩みを進めていくべきものと考えております。現時点での市の方針としましては、将来、どのようになるか分からないが、まずはA Iをとにかく使ってみるという段階にあります。A Iを活用した結果として業務効率化がどの程度進むのか、また、将来的な職員不足への対応や職員数の抑制、配置の見直しにどう影響していくかについては、今後実際に試行錯誤を繰り返す中で見極めていくものと考えております。

次に、2点目のA I活用の業務内容についてお答えいたします。現在、本市においても業務で生成A Iを利用できる環境を整えており、職員は文書の要約や翻訳、簡単な報告書の作成、政策検討における壁打ちといった点で活用をしております。今後の市民サービスにおける活用につきましては、フロントヤード改革としまして、A Iを活用した総合案内など、市民の利便性に資するサービスへの活用を、先進事例等を調査しながら進めてまいりたいと思います。例えば、証明書の発行やお悔やみの手続きにおきまして、市民の方がA I端末に用件を入力し、どのような手続きが必要かをA Iに判断させ、案内や書類作成などのサポートをすることができれば、手続きの際の迷いを減らすなどのサービスの質を高められる可能性があるのではないかとというふうに考えております。A Iができることと人が担うべきことのバランスを模索しながら、市民の皆様の利便性向上と職員の負担軽減にどうつなげていくか、実証の場などを通じまして、将来の行政サービスの在り方として柔軟に考えてまいりたいと思います。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

今ほど市長が言われたように、私も本当はA Iが入って、若手が伸びないということはないというふうに思うんですけども、ただ、実際の市役所の職員の仕事内容を理解していないのであれ

なんですが、私も電気の設計をやっていたんですが、ちょうど手書きの例えばA1とかA2の図面を書くのにやっていた人が、CADが入ったときにこんなものでは設計できないっていうのがあって、大きい仕事になるともう設計だけで1年かかって、あの時代ですから、世の中皆さんは手書きで図面を書いていた時代だったんですけども、CAD、オートCAD、ましてや機械で3Dなんかが入ると画期的な進歩で、恐らく設計業務なんていうのは10分の1ぐらいになったんですね。でも、基礎的な知識がないと、幾らCADを入れたって図面は書けないんですけど、それさえクリアすれば手書きの技術は要らないと分かっているんです。ただ、その基礎の部分がAIのできるものですから、本当に最低限、市役所の職員の方が知っておかなければならないことっていうのはAIを利用してしまうのか、ある程度、1年なりはAIを使わずに、基礎的なことを実作業としてやらせるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、それも含めてまだどうなってるか分からないと思うんですね。職員の基礎的な教育をするということ自体をAIがやってくれる可能性があると思うんですよ。家庭教師としても、実はとてつもない能力だと思っておりまして、従来、専門家の講師を呼んで学んでいたようなことをAIで勉強することができるので、そういった過程を踏ませればAIの活用ということにもなると思うんですね。あまりの進歩ぶりですので、それも含めてどうなっていくのかちょっとまだ分からない。ただ、今はとにかく先ほど部長からの答弁があったように使ってみて、とにかく使ってどういう使い方ができるか。職員の教育の中で、ここはやっぱりもう少し手をかけなければいけないってところがどこに出てくるのかを見極めるのが、今の段階だろうというふうに思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。まだAIを活用する実証段階ということで理解しました。

今はある程度AIを活用した市民サービスがあると思うんですが、恐らく市民の方が相談に来たときに対応するのは若手の方だと思うんですが、AIを利用して回答で出てきたものを、その市民の方に提出するのは、AIから出たものをそのまま若手の方が出すのか、例えば簡単なものであれば主任だとか、係長だとか、当然これは市役所としての資料なので、そういった判断はどなたがするのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

やっぱり出てきたものをチェックするのは人の役割なんだろうと思うんですね。現実的にも、私のところにいっぱいいろいろな資料が来ます。これAIで作ったなっていうのはやっぱりあるんです。中身は間違っていないですけど、AI独特のにおいみたいなものがあるので、AI臭きみたいなものがあるのでAIが作ったなと思うんですが、読んでみると結論は別に間違っていないですよ。極めて的確にできてる。それは私がチェックしてやるということになるわけです。

ただ、並行してやっておることがあって、何かが出てきたときに、それが問題ないかをAIに

チェックさせるということ自分のアシスタントとしてやるということが現実にございまして、前回の議会で議案が一部間違ってたものがあつたんですけど、あれはその場でA Iにかけたらすぐ見つけてくれました。そうすると、それを人間が一生懸命チェックするよりも、アシスタントとして使ってチェックさせればいいわけですから、その使い方の指示をするのは人間なので、そういう使い方を習熟していくということが大事なんだろうなと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

そうすると、一般質問もしなくてもいいかなというふうにちょっと思ってしまった気分が落ち込むんですけども、今チャットボットっていうアプリがありますよね。私これがあることを知らなかったんですが、働いている方とか、育児で市役所へ来れない人、特に仕事をしてる方は昼休みの短い時間か、なかなか午後5時に終わってすぐ市役所へ来るってことはできないので、このチャットボットを利用すれば当然音声でも質問できますし、テキストでもってということなので、これ導入っていうのは検討されたことあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼総務部長（岡田浩和）

今ほどお尋ねの件ですが、ホームページ上にチャットボットを入れておりました。これにつきましては、問いに対する答えというものを直接職員が入力しておりまして、自動で更新されるという仕組みではなかったわけです。そのようなこともありまして、事務量もかさんでくるということで、ホームページ上のチャットボットはたしか令和6年度末になると思うんですが、そこで終わるような形を取りました。ただ、今後につきましては、A Iの廉価と言いますか、科学的にもいいものがあって、お客様に役に立つものがあれば導入を検討していきたいというふうに思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

先ほど言いましたようにA Iは秒進分歩でしたか、日々変化しているので、恐らく今職員の方が入力したっていうのはもうA Iが対応しているので、そうすると市役所を訪れた方に一から十説明して、例えば30分から1時間かかるものが、家からそのチャットボットである程度情報を入手して、最終的なところだけを市役所へ行けば時間短縮になっていいと思うので、ぜひもう一度検討していただいて、最新のチャットボットのアプリを入れて進めていただければ市民サービスの向上につながると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

A I導入は、職員の方の効率的なツールとして使っていただいて、これがうまくいけば市民サービスの向上になりますので、ぜひA Iの導入を効率的に進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時13分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。

11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。後ろからの視先を熱く感じておりますが、普段通りにさせていただきたいと思います。今回は4点質問させていただきます。

まず1点目、遊具の安全性についてということで2つ伺いいたします。神岡小学校の遊具再設置について、2点目、遊具の点検や安全管理はということです。令和7年度の事業で、神岡小学校のプールの改修工事が行われました。今定例会で条例改正が行われる予定ですが、令和8年、今年の夏からは旭ヶ丘プールが閉鎖となり、神岡町内では、神岡小学校のプールと一緒に利用できるということで一本化されることとなります。

そこで1点目、神岡小学校の遊具再設置についてということですが、たまたま現場を見たことがありましたのでこの質問させていただきます。20年ほど前から神岡小学校のグラウンド、プールの横にありました登り棒、雲梯、三角鉄棒などがプールの改修工事に伴う仮設工事のために一時掘り起こされて、横に積み上げられておりました。これはまたプールが完成した後、再設置される予定と聞いておりました。工事現場の一角には、基礎部分が一体となった遊具がまとめて置かれている状態でした。その基礎を見てびっくりいたしました。ちょうどそこで写真を撮りました。今回資料で添付してある写真が、その遊具の基礎となっております。この写真は令和7年9月に撮影をいたしております。コンクリートで固められた基礎もありますが、大部分が陶器製の植木鉢を基礎として使用されているものでした。これを見まして、令和7年10月頃にこの写真を持って教育委員会で見ながら、この基礎で安全性に問題はないのかということを確認しておりました。それで再設置するんだなと思いましたら、今年になってこの遊具については再設置されず、廃棄されることになったという話を耳にいたしました。昨年の段階では安全基準には問題がないとのことでしたが、一転して設置しないこととなりました。どのようないきさつで再設置を取り止めたのか説明を求めます。

2点目です。遊具の点検や安全管理はということです。神岡小学校のグラウンドの南側、一番南端にある遊具や児童用の昇降口の前にある遊具などの管理は、どこの部署がどう行っているのでしょうか。昇降口前の遊具は神岡小学校の建て替え時か、それ以降に設置されたものです。基礎などはしっかりとしていると思いますが、これも20年以上は経過していると考えられます。グ

ラウンドの南側にある遊具は、プールの横にあった遊具より、かなり以前から設置されていた可能性があります。市内の学校や保育園、公園などに設置してある遊具の安全基準などの確認はどこで行っているのでしょうか。また、今回の工事で掘り起こされたような基礎の遊具は、今後どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 柚原徹守 登壇〕

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

1点目の神岡小学校の遊具再設置についてお答えします。議員御指摘の遊具は、令和7年度から令和8年度にかけて実施しました神岡小学校プール改修工事に伴い、プール沿いにあった登り棒、雲梯、鉄棒が工事の支障となることから、仮撤去したものです。これらの遊具は毎年行っている専門業者による年次点検で安全性が確認されていますので、工事完成後には再設置することで学校の了解を得て仮撤去しました。また、登り棒の基礎に陶器の植木鉢が使われている件については、年次点検業者を通じて遊具メーカーに直接安全性を再確認しており、複数ある登り棒の全体の支柱となる本体3か所の基礎は、メーカー規定による基礎が施されており、安全上の問題はありません。また、登り棒部分も基礎が持ち上がらず、手で揺らしても動きもないことから、倒壊の恐れがなく安全に使用が可能と判断されています。

しかし、今年度に入り改めて学校と協議した結果、仮撤去前から児童の利用がほぼない状況であったこと、設置後20年を経過し、今後さらに老朽化が進行する可能性が高いことから、再設置はしないこととしたものです。

2点目の御質問について、神岡小学校のグラウンドの南側にある遊具及び児童用昇降口前の遊具は、いずれも学校敷地内にあり、教育委員会事務局が管理しております。これらは仮撤去した遊具と同様に管理しており、基礎の判断も同様です。学校や保育園、公園の遊具は、それぞれの所管部局が毎年専門業者による安全点検を実施し、通常使用における安全性を確認しています。国の遊具安全基準は、一般社団法人日本公園施設業協会の基準が基となっており、市が管理する遊具の安全管理もこの基準に基づいて行われています。基準に示される遊具の標準使用年数は、木製10年、鋼製15年が目安となっており、学校遊具のほとんどが設置後15年を超えています。そのため、その点検の結果を踏まえ、危険が認められる遊具は使用を停止し、指摘された箇所の修繕等を順次実施しています。保育園や公園においても同様の対応を行っております。一方で、子供の遊びにおける遊具のニーズや、気候変動による外遊びの変化により、特に学校における遊具の利用状況が設置当初から大きく変わってきています。これらも踏まえて、学校における遊具の在り方をいま一度学校と検討し、必要に応じた整備を進めてまいります。

〔教育委員会事務局長 柚原徹守 着席〕

○11番（前川文博）

今2点回答いただきました。通常使用では問題ないという判断があって、再設置という話があって進んだということですが、私もメーカーの仕様書をネットで調べて見たら、基礎は一応全部コンクリートになってたんですね。重要な3か所というより、植木鉢になってるところも30センチメートルぐらいのコンクリートという設計になってたんですが、これはその当時、メー

カーがそういうふうに設置作業をされたんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

当時、そのようにメーカーとも協議をしながら設計をしたものと推察されます。

○11番（前川文博）

メーカーと協議をしながら、メーカーが設置したということですか。例えばPTAがそういうふうに作業を行ってやったとか、そういうことはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

市が設置したものでございます。

○11番（前川文博）

市がやってメーカーがやったということは、当時は設計基準は植木鉢でよかったということなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

そのように認識しております。

○11番（前川文博）

分かりました。要は、20年前はそれでよかったという話なんですね。それがそのときの設計基準であってきただけですけども、そう考えると今現在ほかにある遊具も基礎の部分ってこういうものがある可能性もあります。耐用年数を過ぎているものが多いということですが、この辺については安全点検はしていますが、基礎の点検とかそういったものについてはされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

専門業者によりまして毎年基礎の部分も含めて掘り起こして確認するわけではございませんが、基礎のふらつきなどをきちんと確認した上で、安全であるものを使用可として開放しております。

○11番（前川文博）

最初の答弁でちょっと聞き漏らした部分があったので確認しますけど、これの再設置については、最初は設置する方向だったけどもどういったことでやめたのか、もう1回その回答をください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

こちらは今年度に入って改めて学校と協議する中で、児童の利用がほぼない状況であるということが学校からお話がありました。それに加えて、設置後から20年を経過してこのまま使用できなくはないんですが、今後さらに基礎部分の劣化が進行する可能性が高いので、この際、戻さずにそのまま撤去する形としたということです。

○11番（前川文博）

今もう1回聞いて分かりました。自分たちが子供の頃にも多分あんなようなものがあって、結構登って使ったりいろいろしてたんですね。今掘り起こした三角鉄棒も下が10センチメートルほど土に埋まってるだけで、ちょっと横の力がかかるとふわっと浮くものだったんですけども、本当に大丈夫かなというのがまずあったんですけども、今子供の利用が少ない、要は外で遊ぶことが少なくなってきたとかいろいろそういうのもあると思うんですけども、下の鉄の部分は20年経っていても何も問題なかったと思うんですけども、下のところをコンクリートで囲って設置しようとか、そういうことは一切話には出なかったということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

学校側では利用状況を考えて、改めてそのような施工をし直して設置をしなくても、撤去しても問題ないという判断をいただいたので、撤去という形を取りました。

○11番（前川文博）

分かりました。ほかの公園とか保育園は市民福祉部とか基盤整備部の管理で、同じように基準でやっていらっしゃるということでしたので、何かで掘り起こしてやられるときに基礎の部分が今の基準に合ってるかということを確認して、安全な設置をしていただきたいなというふうに思っております。

それでは2点目のほうに入らせていただきます。ショートステイ休止後の対応についてということで、2点お伺いいたします。1点目は、ショートステイの利用者はどこへ行ったのでしょうか。2点目、介護施設の申込み状況と待機期間についてということで伺います。神岡町内のショートステイが3月で休止となり、今、神岡町内にショートステイという場所がない状態となっております。これまでのところ、今まで旭ヶ丘で利用していた人が、利用する場所がないと困っているという話は私のところには聞こえていないんですが、実際の状況がどのようになっているのかというのがちょっと心配な状況です。と言いますのは、介護施設のほうが結構満杯状態が続いておりますので、そういった観点から質問いたします。

1点目、ショートステイの利用者はどこへ行ったのでしょうかということです。令和7年10月以降のショートステイの1日平均の利用者は、10月が22.8人、11月が18.5人、12月が16.2人、1月が12.8人、2月が11.8人、3月が9.8人と、休止に向けて徐々に少なくしていつている状態でした。特別養護老人ホームを利用したショートステイのほうは、1日平均で12月は0.4人、1月は1.0人、2月は1.1人、3月は1.0人となっております。4月に入りますと、予防ということで3人が11日、介護ということで24人が90日、5月には予防で3人の13日、介護が21人の81日の利用ということがありました。

休止前、昨年の10月頃には毎日20人ずついた利用者の方が、年度末には1日平均10人程度まで減っている状態となっております。富山県のほうの施設へ通っているという話もお聞きをいたしました。それでも、10月以降に10人から15人ほどの利用していた方がどこかへ行ったということになっております。この状況について、飛騨市としてはどのような見解を持ってるのかお伺いいたします。

2点目、介護施設の申込み状況と待機期間ということでお伺いいたします。介護認定者の増加で、どの施設も満員状態が多い状況となっております。申込みをしても、なかなか入居や入所可能になったとの連絡が来ない、中には男性だけで30人以上の申込み待ちがあるという施設の話も聞いております。グループホームは、飛騨市内での利用者で完結することが基本となっておりますが、タイミングが悪く、申込み待ちの方がいない状況が続いて、長期の空き部屋が出ると経営面にも影響してくるため、最近では市外の利用者も受け入れているところもあるようです。介護医療院やショートステイの閉鎖で、利用待ちの方が増加しているとも思われます。市内の施設で申込みから入居や入所できるまでの期間はどれくらいになっているのでしょうか。飛騨市内での施設の入居待ちの状況、人数と入居待ちの期間は最高でどれくらいあったのでしょうか。また、現在はどれくらいで推移しているのかお聞きいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 大上雅人 登壇〕

□市民福祉部長（大上雅人）

ショートステイ休止後の対応について、2点御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

これまで神岡町内にあった旭ヶ丘ショートステイ利用者の現在の状況についてですが、旭ヶ丘ショートステイが令和8年4月より休止されていることに伴い、運営側である社会福祉法人神東会では、東町の特別養護老人ホームの空床を利用するショートステイをおおむね10床確保する計画でしたが、実際には特別養護老人ホームは法人における重要な収入源であるため、ショートステイ利用のためのために空床を確保しておくことは、法人の運営上好ましくないとの判断で、3床程度に抑えているのが現状と伺っております。したがって、これまで旭ヶ丘ショートステイを御利用されていた方は、この空床利用以外に古川町内の特別養護老人ホームをはじめ、高山市上宝町、富山市内のショートステイを利用されています。また、医療的管理が必要な方については、飛騨市民病院へレスパイト的に入院されている方もいると聞いています。さらに、特別養護老人ホームや老人保健施設へ入所された方や、デイサービスの利用を増やした方もいらっしゃるという状況であり、代替できるサービス等を利用しながら対応されている現状であると認識しております。

このように、神岡町以外のショートステイを利用されるケースもある中で、遠方施設のショートステイ利用においては、施設による送迎を受けられないため、市では送迎時に介護タクシー等を利用する場合の費用負担を少額に抑える施策を4月から開始しています。現在の利用登録者数は6名となっており、ケアマネージャーを通じて引き続き制度の浸透を図っていきます。

2点目、介護施設の申込み状況と待機期間についてです。施設入所に至るには、申込み順が優先されるものではなく、要介護度や介護者の状況、緊急性等を総合的に勘案して施設が決定いた

します。近年、施設入所者の高齢化によりお亡くなりになる方や、入院が必要となる方が増え、ベッドの回転が早い時期もありました。しかし一方で、受け入れる施設においては介護スタッフの不足により定員まで受け入れることができない施設も存在し、入所を希望しても待機せざるを得ない方がいらっしゃることは認識しております。

特別養護老人ホームに限った市民の待機者数についてとなりますが、毎年県及び市で実施する調査によると、令和2年度では134名だった待機者も、令和6年度78名、令和7年度80名となっており、今年度は古川病院の介護医療院閉鎖や旭ヶ丘ショートステイ休止の影響によって待機者が再び増加するものと見ています。入居待ちの期間については、申込み順で入居が決まらないこともあり、平均で6か月から1年ほどになると市内特別養護老人ホームからは伺っています。ただし、最近では具体的にどれだけ延びているかは感覚的なところもあり、算出が難しいところです。

申し込まれた方の中には、まだ在宅で介護しているが、何かあったときのために申し込んでおくという方や、施設側から順番が来たと伝えられても、現在グループホームに入所できているため入居を見送る方も一定数おられ、こうした方は3年から5年、あるいはそれ以上かかる方も過去にはおられたと聞いています。

いずれにせよ、今後要介護認定者が大きく増加することは考えにくい状況であり、市内の介護サービス資源や特別養護老人ホーム等の施設サービスを継続するためには、市内高齢者の介護ニーズに合った在宅や施設サービスの提供、それを支える介護人材の確保、さらにその運営法人の経営安定が不可欠です。市としては、重層的な人材確保策を継続し、事業者がサービス継続困難となったときは、その代替策や市民の負担軽減となる方策を事業者に寄り添いながら考えていく方針です。

〔市民福祉部長 大上雅人 着席〕

○11番（前川文博）

2点答弁いただきました。1点目のショートステイ休止のほうですけれども、古川町とか上宝町から富山県のショートステイへ行かれる方があったということですが、実際に利用したくて行けていないという方はかなりいらっしゃいますか。さっき送迎のほうには6名申し込んでるって話がありましたが、それも申し込まずに本当は行きたいんだけどショートステイに行けないという方がいるということは把握していますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

具体的に、利用したいけれどもできなかったという声は聞いていないんですが、1名の方、特別養護老人ホームの空床を利用しようと思ったところ満床だったために、上宝町のお泊まりデイを使ったという方はいらっしゃいました。

○11番（前川文博）

分かりました。それで最初昨年12月だったかにこの話をさせていただいたときに、特別養護老人ホームの空き利用、先ほども10床という話があって、これをできれば増やしていったというような答弁もあったと思うんですけども、企業なので経営のことがあるので、今3床に抑えているということでしたが、今後も3床で抑えていくという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

議員おっしゃるとおり、社会福祉法人と言えども企業ですので、経営を第一にまず考えなければいけないというところがあります。今のところ3床ということで、そこは柔軟に増やしたりするのであると思いますが、はっきりと計画を聞いているわけではございません。

○11番（前川文博）

昨年の答弁のときには、法人側と10床に増やしていくっていう話については一応相談されての答弁だったということでしょうか。それが3床になったということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

お見込みのとおりでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。確かに黒字にしてもらわないと、あそこ自体が赤字で全部がなくなると大変なことなので、そこは最低限維持していただくのはまず優先なんですけども、それでも20人いらっしゃる方の部分が3人ということになってほかになるんですけども、特別養護老人ホームに入所されてる方が、例えば肺炎になったとか骨折したとかで1か月、2か月入院ということもあるという話も聞いておりますが、そういったところを利用するとか、そういった話というのは聞いていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

そういった一時的な入院の状況で空床になった場合は、空けておかないといけませんのでもちろん入所はできませんけれど、短期入所、ショートステイに使うことも考えているのではないかと思います。今のところ直接そういった相談とかはございません。

○11番（前川文博）

法人のほうでは、そういった空きを利用してということは考えていらっしゃると思います。ただ、いつあるか分からないんですよね。例えば今日から1か月空くかもしれないし、1週間後に突然2か月空くかもしれないし、その2か月も1か月になるかもしれないので分からない部分もあるんですけども、そういった方が出たときにショートステイとして利用できますよということは、法人のほうで使えますよって出た場合にそういうことはどうやって周知して利用者に伝えるか、その辺ってどう考えられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

ショートステイを御利用の方は在宅サービスの方ですので、ケアマネージャーがついております。ケアマネージャーにそういった情報を提供・共有していただいて利用していただくものだと

思っています。

○11番（前川文博）

分かりました。医療的なことが必要な方がレスパイト入院ということで一時的な入院ですね、入られている方もあるということを知りましたし、今レスパイトって言葉がいろいろなところで結構あります。一時的な休止を取るとか、息抜き、小休止という意味で、これ前に話した山田にある障害者施設も、介護する親の方が息抜きをするために預かってもらったかどうかという話もさせてもらったんですけども、レスパイトもケアと入院という言葉もあるんですけども、家でずっと見ているとやっぱり思い詰めたり大変なので、どこかで預かってもらうというところを確保していくっていうのは市のほうでやっていただきたいなと思いますけども、いろいろなところと調整してきちんと回していただけているということを、新しい部長ですのでその辺どうかと思って今確認したいんですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

市としてできることはできる限りやっていきたいと思えますし、ないものはないということもありますので、今ある数少ないサービス資源を活用し、組合せを活用しながら対応していきたいと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。ぜひその辺はよろしく願いをいたしたいと思えます。

それから2つ目のほうですけども、入所待ち、確かに長いところもあります。1年待っても入れなかったという話もあります。やっぱり人材不足ということで、たしかたんぽぽ苑のほうも入れなかった時期もありますし、今はショートステイのほうの人がなくなったので、その分も合わせて今全開でやっていると思うんですけども、今全体で80名ということで、本当にこれはタイミングなんですよ。グループホームは2か月、3か月、1人空き、2人空きの状態で待ちがないけど、その後で一気に3人、4人来て順番待ちということも発生しますので、その辺は先ほどと同じで調整をしていただくようお願いしたいと思えます。

それでは3点目に入ります。物価高騰対策とリサイクルについてということで、3点質問いたします。1点目は、飛騨市食料品生活応援セールについて。2点目は、指定ごみ袋の無料配布について。3点目は、プラスチックやペットボトルのリサイクル状況はということです。飛騨市のごみ収集は、ほかの自治体に比べると分別が細かく、リサイクルをしていくにはいい方向というか、すごくいい状態に今進んでいると思えます。物価高騰対策の中には、ごみ袋の引換えなど13種類、先ほど籠山議員のほうで17種類と言われましたけども、市民のほうでは13種類ということで対策をされてると思っております。今はナフサ不足などということで、日々情勢が変化しておりますけども、いろいろな資材が不足するということで今困ってる状態、それが物価高騰にもつながってると思えますので、3点の質問をさせていただきます。

1点目、飛騨市食料品・生活応援セールについてですが、ほぼ答えが出ているような気もするんですけど、時間があるので割愛しません。物価高騰対策として、さるばるコインを活用した還元が行われました。市民の80%程度は利用が可能ということで、この施策は複数回実施されてお

ります。しかし、利用していない、利用ができない方はまだ多くいらっしゃいます。売出し期間が限られているや、さるぼぼコインを使っていないなどの意見もたびたび聞いております。今回の売出しでは予算に対してどれぐらいの利用があったのでしょうか。また、ある店舗では、多くの高山市民が購入に訪れていた、結構な人数であったとの話も聞いております。これまでも委員会答弁では、ある程度の数値の答弁がありました。昨日は高山市民が12.4%で、残額は3,000万円というような答弁も出てきてまいりました。もう1回伺いますが、実際はどれぐらいの割合であったのでしょうか。また残額については、今後どのような施策を考えているのか伺います。

2点目、指定ごみ袋の無料配布についてです。ごみ袋の無償配布については1月の臨時議会での話であり、供給体制については少し楽観視して聞くのを忘れておりました。在庫不足が予想されるようになり、一時引換停止となり、6月1日から一部再開。予算特別委員会で交付内容に追加された極小サイズは8月頃からの全面再開となっておりますが、この部分について分かりやすい説明を求めます。

3点目です。プラスチックやペットボトルのリサイクル状況についてです。今ナフサが不足し、印刷の溶剤やラップなどが品薄となり、影響が拡大しております。飛騨市のリサイクルは先進的であると思っております。オレンジ色の袋の雑紙類は、大手企業と連携しリサイクルが最近報道されました。青色の袋、プラスチック製品についてもリサイクルされております。今年の春から、プラスチック製品も同じ袋で回収できるようになり、非常にありがたい、もうちょっと大きいものが入るといいなという話もあるぐらいです。ペットボトルの回収も、飛騨市のものは品質がいいとの答弁が以前あったと思います。しかし、この回収したものが実際にどのようにリサイクルされているのか、よく分からないと感じております。

以前市長は、ビンのリサイクルについて、高温で処理されるので不純物はそこで焼却され問題ないと。例えば、ラベルがついていたり、油がついていても、それは焼き切ってしまうので問題ないという話もありました。プラスチック製品についても、何にリサイクルされているのか発信があってもいいのではないかと思います。プラスチック製品からナフサへの再加工も、東海地方の事業者で行っていることが6月上旬にニュースになりました。これまでは費用が高く、ナフサへのリサイクルには見向きもされない状況でしたが、このナフサ不足で引き合いが多いとのことでありました。プラスチック製品を油に戻す方法も昔からあります。これは酸素のない状態で400度から800度まで加熱して、固体を液体にし、それを気体へと変化させ、最終的には気体を冷却して油に戻すという方法です。しかし、コストが高く、原油から新たに作ったほうが安く済むので、あまり知られていないのも事実です。そこで、飛騨市は市民も一生懸命分別を行ってリサイクルに貢献しております。飛騨市の回収された資源はどのように再利用されているのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 登壇〕

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

まず1点目の飛騨市食料品・生活応援セールにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

本セールは、長期化する物価高騰から市民の生活を守り、あわせて買い控えによる影響が懸念される市内小売店やサービス事業者を支援するため、本年3月7日から13日までの1週間、実施をいたしました。

まず、今回のセールにおける予算に対する利用実績でございます。今回の事業費につきましては、前回の「飛騨市まるごと大売り出し」において不用額が生じた反省を踏まえ、市民の皆様に十分に御利用いただけるよう、予算額を7,010万8,000円を確保し、期間も1週間と設定いたしました。今回の最終的なポイント還元額と事務経費を合わせた執行額は3,812万3,000円であり、予算に対する執行率は54.4%となっております。

次に、高山市民をはじめとする近隣市町村に居住される方の利用割合についてお答えいたします。前回のセール、令和7年3月実施でございますけれども、それにおきましては住所の把握が可能なバンクユーザー、つまり口座と紐づいているユーザーのデータにおいて、総ポイント還元額のうち、高山市に住所を有する方への還元額が約320万円、全体の20.5%を占めていたところです。今回のセールにおける実績を、同様に飛騨信用組合様のデータに基づき分析したところ、総還元額のうち高山市をはじめとする市外住民のバンクユーザーへの還元額は約334万円であり、全体の約12.4%となっております。この数値から見ますと、確かに市外の方の御利用も一定数ございますが、本事業は市民の生活防衛のみならず、市内の対象店舗での消費喚起による地域経済の活性化も大きな目的としていますので、高山市民をはじめとする市外の方の消費行動は、市内事業者の売上げや地域の活力に直接貢献するものであり、大きな経済波及効果があったものと捉えております。

続いて、さるぼぼコインを利用していない、あるいは利用できない方への対応についてです。本市の世帯構成から見ますと、さるぼぼコインのユーザー数は、利用が多いと思われる核家族や3世代同居世帯などの数を鑑みれば、おおむね1世帯に1人以上が利用可能な計算となり、多くの市民の皆様に広く浸透しているものと認識をしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、スマートフォン決済になじみのない高齢者の方など、今なお個人での利用が困難な方がいらっしゃることも事実です。一方で、市内のスーパー等においては、高齢者の方々がキャッシュレス決済を日常的に活用される姿も年々増加しており、時間の経過とともに普及が進んでいるものと捉えております。

最後に、今回の予算残額の今後の活用方策についてです。今回のセールで生じた不用額につきましては、依然として高止まりが続く食料品や日用品の価格動向、そして今回の詳細な利用動向の分析を踏まえ、3月のセールを十分に使えなかった方が方々へのフォローも含め、先に水上議員の一般質問でも御答弁したとおり、7月31日、8月1日の金曜日、土曜日ですけれども、2日間と設定して「食料品・応援セール」を追加開催するための財源として、全額を有効に活用させていただく予定です。次回開催に向けましては、取扱店との連携や丁寧な周知など、サポート体制をさらに工夫し、議員御指摘の使いたくても使えなかったという声にしっかりと寄り添いながら、より多くの市民の皆様にその恩恵を実感していただけるよう全力を尽くしてまいります。お盆の時期を控え、出費がかさむ7月下旬という適切なタイミングで第2弾を投入することにより、市民の皆様の生活防衛と市内事業者の夏商戦における経済活性化をより強力にバックアップしてまいります。これまでの実施ノウハウを最大限に生かしながら、万全の準備を進めてまいりた

いと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

2点目の指定ごみ袋の無料配布についてお答えいたします。引換停止に至った経緯について御説明申し上げます。物価高騰対策の一環として使用のごみ袋の作成を、令和8年2月9日に契約いたしました。本製品はベトナム製であり、納品には約4か月を要するため、最短で5月下旬の納品を予定しておりました。加えて、例年の状況から、年度初めには9月末までの在庫を保有しており、約半年分の在庫がある見込みでございました。そのため、既存の在庫で約2か月は十分に確保できる見込みと判断し、4月1日からごみ袋の引換えを開始した次第でございます。

しかしながら、今回の在庫不足になった原因は大きく2点ございます。1点目といたしまして、市民の皆様が4月1日から一斉にごみ袋の交換をされたことにより、半年分の在庫が僅か10日間で消費されてしまい、販売用のごみ袋を含めて在庫が底をつく恐れが生じたことでございます。2点目といたしまして、引換計画に伴うごみ袋の発注量が、過去の販売実績を基に計画していたものの、実際の交換状況とは乖離があったことでございます。具体的には、可燃ごみ用をごみ袋全体の8割と想定しておりましたが、実際には可燃ごみが6割、プラスチック類が3割、紙類が約1割となり、市民の皆様のリサイクル意識の高まりもあって、プラスチック類及び紙類のごみ袋の在庫が特に不足している状況でございます。これを踏まえて、プラスチック類及び紙類のごみ袋を4月に追加発注し、納期は7月末を予定しております。

次に、可燃用の極小サイズのごみ袋の引換えを8月再開としている理由についてお答えいたします。ごみ袋は5種類のサイズがあり、それぞれの箱の大きさや重量が異なっております。ごみ袋は船のコンテナで大阪港に到着し、そこからトラックで飛騨市へ輸送されます。今回のごみ袋の当初契約分が約33トン、追加分が8トン、合計で41トンとなっておりますが、重量及び容積のバランスを考慮し、均等になるよう当初契約分で4回、追加契約分で1回、合計5回に分けて輸入する予定のため、一時的に不足が生じております。具体的には5月19日、5月26日に搬入され、今後は6月26日、7月下旬に2回搬入する計画でございます。これらの搬入を完了することにより、8月には全面的な引換えの再開を目指してまいります。

次に、3点目のプラスチックやペットボトルのリサイクル状況についてお答えいたします。まず、プラスチック製品につきましては、議員御指摘のとおり、焼却ごみの削減及び再生プラスチックを利用した製品の循環を目的として、令和8年4月から一括回収を開始しております。令和8年4月現在、プラスチック資源循環促進法に基づいた取組は、全国で一部事務組合を含め204団体が実施しております。収集基準は一辺の長さが50センチメートル未満で、全てプラスチック製であるものを対象としております。これはプラスチックが大部分で金属部分が一部含まれる製品を回収した場合に、リチウムイオン電池の混入リスクが高まることが懸念されるためでございます。また、第三者機関の検査結果では、回収量全体に占めるプラスチック製品の割合は20%となっております。全国平均では9%ですが、地域によってばらつきがあり、20%と高い自治体もあ

れば2%と低い自治体もございます。これは消費行動や生活様式の違いが反映されているものと考えます。

何にリサイクルされている製品なのかについてでございますが、市場全体の7割を占めるプラスチック4種類のうち、農業用ビニールハウスなどに用いられる塩化ビニールを除く、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンの3種類をリサイクルしております。なお、プラスチック容器包装とプラスチック製品は同様の工程で処理しているため、まとめてお答えいたします。収集されたプラスチックは、飛騨市リサイクルセンターにて異物を取り除き、圧縮・梱包の上、事業者へ出荷されます。出荷先では、光学式選別機等による種類別の分別が行われ、ペレットとして再生原料となります。このペレットは、例えばポリプロピレンは強度や耐久性を生かしてバケツやハンガーに、ポリエチレンは軽量で水に強く柔軟性に優れていることから、梱包用フィルムや洗剤ボトルに、ポリスチレンは透明性や成形性を生かして家電製品のボディーや旅行用トランクの中の緩衝材などに再利用されています。ただし、衛生面や安全面の観点から、食品容器や医療用にはリサイクルペレットは使用されておりません。

続きまして、ペットボトルのリサイクルについてお答えいたします。国内における令和6年の清涼飲料水の容器別生産量は、ペットボトルが約80%、缶が9%、ビンが0.8%となっております。飛騨市における飲料系の排出量を過去10年で比較いたしますと、缶は14.5トン、30%の減。ビンは66.4トン、率で28%の減少となっております。一方で、ペットボトルの排出量は僅か0.6トンの減少にとどまり、年度間の若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいの状況です。これは500ミリリットルペットボトルに換算しますと、1人当たりの排出本数は、平成27年度は年間8.9本であったものが、令和7年度は10.6本に増加しております。

これまで回収したペットボトルは、指定法人である日本容器包装リサイクル協会を通じて出荷しておりましたが、令和6年3月にサントリーグループと協定を結びました。これにより、同年4月から「ボトルt o ボトル」と呼ばれる水平リサイクルが開始されております。協定前はペットボトルとしての再生のほか、ポリエステル繊維の原料としてフリースなどの衣類、卵のトレイ、傘などに再生されていましたが、これらの多くの製品は最終的に焼却や埋立て処分となり、リサイクルの循環が途切れてしまう課題がございました。

ボトルt o ボトルは、ペットボトルから再びペットボトルを製造するリサイクル方法であり、これにより、リサイクルの循環を持続可能なものにするとともに、化石由来の原料を新たに使用する場合と比べて、CO₂排出量を約60%削減できる特徴がございます。飛騨市から排出されるペットボトルの量は、令和7年度で約45.1トンに上り、500ミリリットルのペットボトルに換算しますと約225万本分に相当いたします。なお、サントリーグループのホームページによりますと、麦茶やスポーツドリンクでは2本に1本が100%リサイクルペットボトルを使用しているとのことでした。

市の情報発信についてですが、リサイクルの現状を広報紙「広報ひだ」などに詳細に説明するには紙面の制約があり難しいため、令和5年度には「分別方法を見える化 飛騨市資源ごみリサイクルガイド 紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトル編」として、A4版カラー16ページの冊子を作成し、全戸配布いたしました。また、令和6年度にはビンや缶、小型家電類版も発行し、継続して情報発信に努めております。さらに、令和8年4月からは、プラスチック容器包

装に加え、プラスチック類全般がリサイクル対象となったことを踏まえ、広報ひだ7月号でプラスチック類のリサイクル特集を予定しており、引き続き市民の皆様に分かりやすくお知らせしてまいります。

最後に、プラスチックからナフサへの再加工についてですが、飛騨市から出荷されるプラスチックごみの再生事業者の聞き取りによりますと、市民の皆様の御協力により、汚れや臭気の少ない良質な資源が安定的に確保されており、効率かつ精度の高い再生原料の供給につながっているとのことでございます。ナフサの調達が困難となり、塗料や住宅資材の不足に加え、自治体の指定ごみ袋の調達が難しい状況も発生しております。指定ごみ袋無料配布事業においては、ごみ袋の原料として約41トンのポリエチレンを使用しておる現状もございます。一方、市が処理委託する事業者は、令和5年度よりリサイクル製品の研究を進めており、これまで異物や汚れ、臭気の問題でリサイクル品の用途がパレット等に限定されていたものの、従来除去が難しかった食品残渣や調味料由来の汚れにも対応できるようになったため、指定ごみ袋の製造が可能になったと伺っており、飛騨市で排出されるプラスチックから指定ごみ袋の製造の可能性について、コスト面や品質面において、現在事業者と協議を進めているところでございます。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

3つお聞きいたしました。ちょっと聞きすぎちゃったかなと反省しておりますけども、それではまず物価高騰のほうで確認をさせていただきます。昨日の話ですと7,000万円予算があって、3,800万円使ったので残り3,000万円ほどありますという話でした。前回7日間で3,800万円だったんですが、今回は3,000万円ほどあって2日間という開催ですけど、ここはなぜ2日間に絞ったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

前回の実績を踏まえまして、2日間という日程の設定をさせていただきました。前回同様、途中で止めないと。要は、例えば3日間の設定で3日目の途中で止めるといったようなことはできる限りしたくないということで、そういったことも考慮いたしました。なおかつ、この日程について申し上げれば、週末はやっぱ入れたいねということも考慮いたしました。さるばるコインという特性上、そこにチャージしなくてはいけないということもありますので金曜日スタートということで、金曜日、土曜日の2日間の設定にさせていただきました。

○11番（前川文博）

単純に考えると、前回3,800万円で今回3,000万円あるのであれば4日か5日ぐらいではないかなと思うんですけど、その辺はどのような考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

非常にここは予測がしがたい部分だというふうに思っています。前回は7日間でしたので結構長めに期間を設定させていただいたので、確かに初日は結構多いんですけども、今回2日間に

したのは、やっぱり2日間という日程の設定だと、2日間しかないのかということで来ると。御来店が初日に多いとか、そういう危惧もありまして2日間に設定いたしました。先ほどこっちと申し上げた内容が伝わりにくかったかもしれませんが、これを3日間にした場合、もしかするとその3日目に上限額に達してしまって途中で止めなくてはならないという事態も想定されましたので、今回は2日間という設定にさせていただきました。

○11番（前川文博）

2日間ということで決めて発表しているのですがどうしようもないんですけども、2日間の場合、今予算が3,000万円でしたか、あるんですけども、それを超えても8月1日の24時までは大丈夫ということで、途中でストップということはないという考えでよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

そういったことも多分大丈夫じゃないかなということは想定しておりますけれども、万が一そういったことがあっても、今回は対応していきましようということで内部で協議をしておりますので、止めることはございません。

○11番（前川文博）

今そこでなくなっても止めないのかという質問をしたんですけども、逆に残った場合、また次にやられるということは考えるのか。例えばほかに回そうとか、その辺はどのように考えてますか。

△市長（都竹淳也）

余っても次はやりません。これだけいろいろな御意見があるので、もう1回同じことをやるっていうのはとても踏み切れないのでやりません。ほかのことに使います。

○11番（前川文博）

次はやらないという話でしたのであれですけども、それはそれで置いておきます。高山市の利用の話聞いたときに、昨年が20.5%、今年は12.4%ということでありました。利用者登録で住所を登録したときがあるので、ここをさるほぼポイントで、飛騨市で子供向けに付与したのは使えませんよとか、何かありますよね。この大売出しのときに使えないポイント、一部利用できないポイントがありますって多分なってると思うんですけど、ポイントも色づけしてできるのでって話が前にあったんですけど、例えば住所でこのIDは使えるとか、その網をかけるってことは対応はできない話だったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

この点につきましても飛騨信用組合様といろいろ協議をして、結果的にはできないということなんですけれども、先ほど申されたところで言いますと、ふるさと納税ポイントとか市がやっている子育て世帯応援ポイントなんかは使用ができないといった設定はできるんですけども、住所要件みたいところで切るってことができないということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。いろいろな方も私も言ったんですけども、さるぼぼコインが使えないのでという話もありましたし、いきいき券も飛騨市の北のほうの皆さんは富山県へ買物に行くので、飛騨市の町のほうへ買物に来ないんですよ。そうすると、いきいき券すらも使っていないし、もらいもしていない方もいらっしゃると思います。文句で言っているんじゃないです。現実こうだから使っていないよって言われた話なんですけども、使われる方は普段富山にいてるけど、ガソリンは神岡町で買おうかなとか、灯油を買いに神岡町へ行こうかなっていきいき券を使うという話も聞きました。

やっぱりこういった地域によって使いにくいところの方もあるので、何か考えられないかなということを探していたらいろいろありました。商品券をやったらいんじゃないかということでやったときに、富山で商品券をやっていたのが面白いやり方で、これは自治体が発行してなくて、富山県の各店舗が発行する商品券、自分の店でしか使えない商品券を発行する。チェーン店は自分のチェーン店だけで使える商品券で、それに対して上乗せ分の補助金を払ってやるというやり方なので、多分銀行は絡まないんですよ。自分の店で商品券発行して、全部自分のところで回収するので、あとは補助をもらうというやり方があったので、こういうやり方も飛騨市でできるかどうかは別にしても、何かまた次やるときにはちょっと考えてもらってもいいのかなということだけを言わせてもらいます。

それから今度はごみ袋の話です。最初の段階で極小が入っていないということで、何で極小が入っていないのと聞いたら、販売量が少ないからという話がありましたけども、今回もそのような感じかなと思ったんですけど、ごみ袋大1枚に対して小は2枚なんですよ。極小は4枚なんですよ。そうすると、極小の袋が1つ売れるってことは、大のほうは4倍売れないと枚数的に同じ量にならないんですよ。それで極小の販売が少ないのでという話が1月の段階であったので、今回も多分そういった理由で物が遅かったのかなと思いましたけど、そこはただ単に出る枚数じゃなくて、容量が違うのでそこは考えておいていろいろな発注とか判断とかをしていただきたいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今回無料の引換券が1人4枚ということで、それぞれ選べるということでいろいろな選択肢があったわけでございます。ただ、10日間で消費されてしまった量が、極小も含まれておりますが、どちらかといいますと紙とプラスチックが予想以上に多かったということがございます。いずれにしても、また再開しますので、今後その辺を分析しながら考えてまいりたいと思います。

○11番（前川文博）

もう1点なんですけども、今回は4枚の引換券があったということで、4枚いつぺんに換えに行く人がいます。今もいます。買いに行くと4枚出してレジで止められるんですけど、最初の段階で4枚配るなら、4月から1枚、6月から1枚とか、2か月おきぐらいに使用開始日を設定するということがあったと思うんですけど、そういったことは一切話にはなかったのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

ここまで在庫がなくなるということを想定しておりませんでしたし、枚数を制限するってことまでは当時は考えておりませんでした。

○11番（前川文博）

もう1点なんですけども、私、以前に環境課で確認したんですけども、市民の方でゴミを焼却場へ持っていたときにプラスチックのゴミは青色で分けてるんですけども、青色の袋がどんといっぱい焼却炉に入ってるって話があって、確認したら中身だけ出して外のプラスチックの袋は焼却ゴミなのでという話を聞いたことがあったんですけど、今も多分そういうことでよろしいんだと思うんですけども、さっきどうしてリサイクルのことを宣伝してねってと言ったかという、こういったこともどこかに入れておかないと、せっかく青い袋で分別したのにそれが焼却炉に入っていたってまだ思う人もいます。その辺も含めての宣伝をしてほしいんです。オレンジも多分そうなると思うんですけど、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほどの答弁でも申し上げたように、見える化した冊子がそれぞれあります。そのルールに従いまして処理もしておりますけども、ただ、どうしても分かりにくいということであれば広報ひだの7月号でもプラスチックの紹介をさせていただきますし、それから必要であれば地元へ説明会に伺うことも可能でございますので、またそういった機会を利用させていただきたいと思います。

○11番（前川文博）

3つ目のリサイクルのほうのことは、食品関係の容器はリサイクルで使えないってことが分かりましたので、それで終わらせていただきます。

最後の4点目に入らせていただきます。高齢者の熱中症予防、エアコン設置支援についてということです。これは1つです。当初予算から変更になった点ということです。高齢者への熱中症予防のためのエアコン導入支援事業があります。3月の予算特別委員会の際に、脱炭素を目的とした省エネ家電が対象では高額な商品ばかりとなり、金額的に手が出せない、手頃な価格の商品を購入すると省エネ基準がクリアできない。高齢者の熱中症対策の事業にはならないのではないかと質問いたしました。今回、所管が環境水道部から市民福祉部へと変わり、内容が拡充されたようであります。

そこでですね、当初予算から変更点ということでの質問です。高齢者の熱中症対策としての事業へと切り替わりました。これまでは、脱炭素の事業との兼ね合いから省エネ基準も高く設定されておりました。補助率も25%で上限5万円と低い状態でした。実際に購入しようと思うと、本体価格で20万円を超えるものばかりで、高齢者の持ち出しが15万円以上となり、設置をためらうという内容でした。今回は本体費用に加え、設置工事費も対象となっております。補助率も変更され、エアコンがない高齢者世帯への設置が進むことが期待されます。拡充された内容と設置の見込みについての考えはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 大上雅人 登壇〕

□市民福祉部長（大上雅人）

高齢者のエアコン設置支援について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

令和8年度当初予算発表時の高齢者向けエアコン購入支援は、脱炭素に主眼を置いた省エネ家電を対象としていました。これまで環境課が実施していた省エネ家電買替補助金でのエアコン本体の税込購入価格は、令和7年度は平均23万2,000円で、その中でも安価なものであっても約11万5,000円かかっている状況で、補助金を活用しても個人負担が大きい状況でした。今回、限られた財源の中で、自宅にエアコンがない低所得の高齢者世帯を対象とし、市内店舗で新品を購入するという条件は維持しながら、支援目的を高齢者の熱中症予防に切り替えることに伴い、以下の3点を見直しました。

1点目、対象経費を新品エアコン本体と設置費用に拡大し、省エネ家電製品に限定しないこととしました。2点目、補助率を従来の4分の1から10分の10、全額補助へと拡大いたしました。ただし、補助金の上限額は5万円のままとしているため、5万円を超えた部分は自己負担となります。3点目、補助金の受け方において、受領委任払いを選択可能とし、市が直接事業者へ補助金を支払うことで、一時的な費用負担の軽減を図ることとしました。予算規模については、これまでの50万円から、発表が6月になったことも踏まえ、今シーズンだけでなく来期に向けた購入希望者にも対応できるよう、年間を通じて100万円としています。これは5万円の補助上限額で20件分に相当しますが、高齢者の非課税世帯でエアコン未設置の世帯数を把握しておらず、設置希望者数も見通せないため、今後の実績に応じて予算額を超える場合には補正予算にて対応していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 大上雅人 着席〕

○11番（前川文博）

今昨年の単価では調べてありましたが、今調べてるところで一番安いものでつけるとどれぐらいの負担でつけられそうですか。その辺は分かりますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

申し訳ありません。そこら辺の価格帯は把握しておりません。

○11番（前川文博）

分かりました。要は幾ら出さなければいけないかっていうのが問題なところになっていくので、10分の10で5万円って言っても持ち出しが10万円なのか、5万円なのかでつけられるかどうかがあると思います。

今回一番いいなと思ったのは、受領委任払いですか、1回自分で立替えなくてもいいと。普通は補助事業ですと1回に自分が立替えて、後でもらうということですけど、直接事業者でということなのでこの点はいいふうに改善されたかなと思います。

エアコンはよく質問させていただきましたので、今回も高齢者向けということでさせていただ

きました。これで一般質問のほうを終わらせていただきます。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時35分といたします。

（ 休憩 午後3時30分 再開 午後3時35分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。

10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは議長のお許しをいただきましたので、本日のラストバッターでございますが、早速質問に入らせていただきます。

私は今回、少子化における学校運営、そしてシニアのことで子供とお年寄りの大事な根幹について質問をさせていただきます。

初めに、少子化における学校運営についてお尋ねいたします。厚生労働省が6月3日に公表した人口動態統計（概数）によりますと、2025年に国内で生まれた日本人の子供の数は67万1,236人で過去最小となりました。また、女性1人が生涯に産む子供の推定人数（合計特殊出生率）ですが、1.14%で、こちらも最低を更新しました。出生数、出生率とも10年連続のマイナスです。飛騨市でも、今年は市内小中学校合わせて1,367人ですが、4年後には1,100人台になり、その後も減少していくのではないのでしょうか。少子化の影響は学校運営にどのような影響を及ぼしていくのでしょうか。集団での教育が難しくなるのでしょうか。団体競技なども選択肢が限られてくるのでしょうか。学校設備の充実は図られていくのでしょうか。先生の数はどうなっていくのでしょうか。様々な課題が頭をよぎりますが、今回は少子化における学校運営について次の3点お尋ねしたいと思います。

1点目は、少子化によって危惧されること。子供の数にかかわらず、日本全体が人口減少に陥っていく昨今、人口は減るものとして様々な施策を考えていく必要があります。小学校のクラス数を見ても、古川西小学校、神岡小学校は2クラスから1クラスになっています。山之村小学校は1年生から4年生まで児童がいません。逆に言うと、それだけ一人一人に十分目が届きやすくなっていくのかもしれませんが、学校という集団での教育に支障は出てこないのでしょうか。飛騨市の子供たちが地域に愛着を持ち、未来を担っていくために、今後少子化が進む中で心配されること、学校運営に支障が出ないかお伺いいたします。

2点目は、飛騨市学園構想における大学との連携についてです。飛騨市学園構想は、予測困難な時代を生きる子供たちに、社会総がかりで未来の創り手となる力を育む地域教育魅力化プロジェクトです。近年は、古川中学校のマイプロジェクトをはじめ、各学校でも探究学習の様子が報じられています。その中の目指す未来の作り手像の表がありますが、縦ラインには、保育園から大学までが記載されています。今までは、市内で大学と連携することはほぼなかったと思われますが、この春よりC o I Uが開学し、大学も学園構想の中に具体的に关われるようになりました。市内で大学生の姿を見ると、何だかワクワクします。果てしない将来性にドキドキします。そこで、飛騨市学園構想の中で、大学に期待すること、またどうやって大学と連携していくのかお聞きしたいと思います。

3点目は、少子化における不登校支援についてです。少子化で子供の数は減っていきませんが、県内の不登校児童生徒は増加傾向が続いています。私は12月の議会で、不登校児の対応について質問しました。その中で、市では各学校に校内教育支援センターを、校外教育支援センターとしてはグリーンルームを設置し、支援体制を整えている。また、一人一人の状況に応じて、教育相談員、スタディーサポーター、作業療法士、スクールカウンセラーといった専門家を交えたケース会議を開催し、迅速かつ柔軟な支援体制を取っているとの答弁でした。不登校、あるいは登校渋りの児童生徒に対し手厚い体制が整っていますが、親と子が本音で語れる場所があるといいと思っています。学校でも、行政でもない、ワンクッション置いた距離での語らいの場、学びの場が必要ではないでしょうか。例えばその中で、ハルジオンという組織があります。ハルジオンは家庭支援に重きを置いていますが、親御さんの声を拾い、行政との橋渡しを担うような形にできないでしょうか。場所の確保や人材の充足などで不登校に関わる親子のとりでとなるようにできないものではないでしょうか。児童生徒にとっても、家庭にとっても選択肢は多くあったほうが救われると思います。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

では、少子化における学校運営について。初めに、御質問の1点目と3点目についてお答えします。

まず1点目、少子化によって危惧されることについてです。少子化の進行に伴い、児童生徒数や学級数の減少が続いております。児童生徒数の減少により、集団活動や多様な人間関係の中で学ぶ機会が以前と比べて少なくなることが危惧されます。こうした課題に対し、飛騨市は他校との交流活動について年間を通して計画するとともに、オンラインを活用しての合同学習にも取り組んでおります。また、地域の皆様にも、御理解と御協力をいただきながら、多様な立場の人々と関わり、その考えに触れながら学ぶ授業も実施しております。このような取組を進めながら、一人一人に寄り添い、それぞれの好きを育み、得意を伸ばす、少人数ならではの特色ある教育の推進を図ってまいります。今後も、少子化による影響を十分に見据えながら、子供たちにとってよりよい教育環境の確保と、安定した学校運営に努めてまいります。

次に、3点目の不登校支援についてお答えします。議員御指摘のとおり、不登校児童生徒にと

って、支援の選択肢が多様であることは大変重要であると認識しております。親と子が相談できる場所として、市で設置している校外教育支援センター「グリーンルーム」においては、複数の利用実績があり、保護者支援の面でも一定の役割を果たしております。また、例に挙げられたハルジオンにつきましても、保護者や子供にとって、学校や行政とは異なる居場所の一つとして重要な役割を担っていただいているものと認識しております。加えて、必要に応じて行政窓口や関係機関につなぐなど、保護者と行政との橋渡しにも御協力いただいております。一方で、場所や人材の確保などの課題があることは承知しておりますが、運営の在り方につきましては、当該団体の自主性や独自性も尊重する必要があると考えております。今後も関係機関との連携を図りながら、既存の支援資源を生かし、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援に努めてまいります。

最後に、2点目の御質問、飛騨市学園構想における大学との連携についてお答えします。本年4月に、飛騨市内に大学が開校したことは、本市の教育や地域づくりにとって大変意義のあることと考えております。飛騨市学園構想が目指す、これからの社会を生きる児童生徒につけたい力である、自らの問いや願いを持つ力、仲間と協働する力、よりよく課題を解決する力は、C o I Uが目指す問いを立てる力、共創する力とも通じるものがあり、大学生との交流や協働を通して、子供たちの学びがより深まることを期待しております。既に、学びに対して大変主体的な学生からよい刺激を受けております。例えば、防災士の資格を持つ大学生と中学生が、防災をテーマにともに学び合う活動を実施しており、今後はそれぞれの探究学習の成果を発表し合う機会も予定しております。このような取組は、異年齢の交流、互いに学び合う貴重な機会になるものと期待しております。

また、放課後児童クラブへの関わりについて、教育委員会へ相談に訪れる学生や地域の登下校見守り活動への参加意欲を示す学生もおり、地域の子供たちや地域住民との交流や支援活動への関心の高さも感じております。大学生という若い情熱と行動力を持った人材が教育現場や地域活動に加わることは、子供たちにとっていい刺激となるだけでなく、教職員にとっても、新たな気づきや学びにつながり、学校や地域全体の活性化にもつながるものと考えております。今後も、大学が有する専門性や学生の活力を生かした連携の在り方について大学側と協議を重ねながら、連携体制の構築に進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○10番（住田清美）

御答弁をいただきました。そうですね、少子化はすぐに止められるものではなくて、今後少なくなっていく中でも今おっしゃっていただいたように一人一人に目を配った手厚い支援が行われることを期待しておりますが、やはり最初の少子化によって危惧されることの答弁の中で、他校との交流ですとか、地域との協力ということもありました。先日、新聞にも載っていましたが、今、宮川小学校が保小連携ということで保育園と小学校が一緒のところがありますが宮川小学校も児童数が少ないものですから、ときにはやっぱり同じ小学校だけではなくて、保育園の子から見たら、お兄ちゃんお姉ちゃんと交流することが、今後のこの子たちの将来の関わりになっていくということが掲載されていまして。そのほかにも、河合とか宮川、山之村なんかでは、運動会を地域の人も子供たちも一緒になって、地域と関わりやりながらやっていただいていると

思います。そんな保小連携、いろいろな地域との連携が今後ますます進んでいけば、子供たちの様子、地域の皆さんの元気の活力にもなるのではないかと考えております。

ただ、この少子化によって、先ほども御紹介しましたがクラス数が減っていくものですから、多分空き部屋が今後増えていくのではないかと考えておりますが、このような空き部屋の活用方法とかについて、特に今のところ計画はございませんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

空き部屋についてですけれども、学級数が1減、2減となる部分もありますけれども、空いた部屋につきましてはいろいろと学校内での多様な活用、あるいは特別支援学級の有効な活用というようなことが今されているところでございます。今後、地域との協働という意味では地域の方との交流のスペースというようなことをいろいろと今検討している学校もございます。

○10番（住田清美）

空き部屋なんて言いましたけど、空き教室ですよ。空き教室は多分エアコンが設置されているので、いろいろな使い方が模索されると思いますので、子供たちのクールダウンの部屋に使っていただくのもいいです、地域の皆さんとの交流の場、保育園の子たち、また、未就学児の子供たち、未就園児の子供たちが来る場所として使っていただいてもいいと思いますが、ぜひ有効活用をしていただければと思っています。

それから2点目、大学との連携につきましては、今の飛騨市学園構想の思いの中で同じく共有するところがあるので、今後も交流、また、協働していきたいというお話をいただきまして、今現在でも交流をされているということです。大学生の皆さんというのは、本当に保育園や小学校、中学校、高校の子供たちにとっても、大先輩になりますので、そんなお兄さんお姉さんたちの力、それから彼らの持つ知識というのが、これから飛騨市の大きな原動力というか、大きな宝になってくるかと思っていますので、ぜひまた大学との交流も進めていただきながらお願いしたいと思えますし、C o I Uは共創学部ですから、同じく今の探求とかマイプロに通じるところがあると思えますので、今後もいろいろな学校へ行ってもらいたいと思いますが、その辺バランスよく大学との交流ということも今後考えていますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今議員がおっしゃったとおり、バランスよくいろいろな学校に学生が関われる、一緒に取り組める、そういった形を目指していきたいと考えております。

○10番（住田清美）

お願いいたします。それから少子化の中でも、不登校の児童が増えていくということを質問させていただきまして、再度の再度の質問になって申し訳ないと思うんですが、やはりそういう当該者のお母さんの声も聞きますし、今、新入社員とか新入学生にとって学校や会社に行きたくないというのが五月病とかって言われることがよくあったんですが、最近は六月病というものもあるらしくて、環境に慣れないのが五月病で、六月病という新生活や新しい環境に慣れ始めたこの6

月頃に、長期間の緊張の糸が切れたり、理想と現実のギャップに直面したりして、心の不調が起きる六月病というのがあるそうです。特に新入生にとってはこの時期なのかもしれないですし、登校渋りの子供たちがだんだんに行けなくなる、この時期ではないかと思っています。そういうときにもしっかりと目を配っていただきたいと思います。

やはり不登校になるには、その子その子によっても、その家庭環境によっても違うかと思うんですけども、様々な理由があつたりしています。そしてまた、不登校には段階があります。最初に行き渋り期があつて、混乱期があつて、慢性期があつて、回復期があつてというような一連の流れがあります。それぞれ表情とか様子、関わり方、そしてまた、「これだけはやめて」など記された本もあります。

そのような中で、不登校で悩んでる子たちもいます。私が学校でもない、行政でもないところに一つ何かしてほしいと言ったのは、特にこういう知識を持った方々がサポートしてくださること、そして学校はやっぱりその子が今日出てこない、家庭に連絡してどうして欠席なのですかという出欠の確認をされると思うんですが、該当のお母さんにとっては、朝布団から出てこない子に「今日学校に行くの。」って、その一言がなかなか声かけられないというお話も聞きます。そういうところで、学校に言ってもこれは違うな、行政の地域包括支援センターふらっとに相談しても違うな、本当に不登校を経験したお母さん方が組織をされるような、そういう一つの団体があると、ちょっと心の拠り所、聞いてもらえるところがあるといいなというお話も聞きましたので、その一番のところが、やはりハルジオンにその役目を担っていただきたい。開催場所についても、それから子供が増えれば増えるほどサポートする人が増えてくるものですから、やはり金銭的な補助も大変必要になってくるのではないかと考えておりますので、教育委員会事務局は生涯学習も学校教育も所管していますし、市民福祉部のほうも関わっていますけれど、一度そのお話を聞いていただきながら、どうしていくのがいいかってことはまた聞いていただけますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

そういった親と子供を受け止めて支えていく、そういう思いのある方々等が御相談にいらっしゃった折には、真摯に誠意を持ってお話を聞いて、また、市としてもできることを一緒に考えていきたいなということを思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（住田清美）

市としては年々増えていく不登校気味の子たち、不登校の子たちに手厚い支援はいただいておりますが、それにまた親御さん、子供の声に真摯に耳を傾けていただいて本当にありがたく思っておりますが、もう一歩進んだところで、また違うポジションでのところも考えていただけるとありがたいと思います。

少子化に関しては、ちょっと視点は違うんですけども、今、飛騨神岡高校が少子化に伴う、それから私立の授業料の無償化に伴う子供たちの確保について苦慮されているというところもありますので、今後多分学校運営についてもいろいろなところで少子化の影響が出てくると思いますので、またしっかりと精査していただきながら、子供たちのために動いていただけるとあり

がたいと思っています。

それでは次の質問に移らせていただきます。今ほどは少子化のお話をさせていただきましたが、2つ目は、人口減少の中でも、その率が伸びているシニア世代の実情の質問をさせていただきたいと思います。

日本の社会は、団塊の世代が全て75歳を迎え、国民の5人に1人が後期高齢者となる超高齢社会となり、医療・介護・年金制度をどのように支えていくかという2025年問題を迎えています。加えて、昨今の人手不足により、定年延長で働くシニアも増えています。人生、今や100年時代、飛騨市では100歳以上の方は20人以上いらっしゃる、高齢化率も40%。今後、この数値は高くなっていくことでしょう。

シニア層の大きな組織として、飛騨シニアクラブ連合会があります。古川町は朝霧連合会と称しますが、あとの3町は老人クラブ連合会という名称で、今年度は3,544名の会員を有しております。老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織です。昭和38年8月に施行された老人福祉法第13条第2項において、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と位置づけられています。市からはシニアクラブに対して補助金も出ています。飛騨シニアクラブは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支え合うをメインテーマに、「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」のスローガンの下に、支え合い活動を推進しています。また、人口減少で労働人口が減っていく中、これまで以上に高齢者の労働力が求められ、元気なうちは何歳になっても働き続けるといふ皆さんで組織されている飛騨市シルバー人材センター。会員数は305名で、80歳以上の方も21%の高齢比率です。このように高齢化時代を迎える中、市としては地域づくりにおいてシルバー世代にどのような思いを抱いているのか、次の2点をお伺いします。

1点目は、地域におけるシニア世代の役割とは。当市でも高齢化が進み、今に2人に1人が65歳以上となる超高齢社会の構造になります。人口減少、過疎化、高齢化が進む中で、地域を守れるのはシニア時代ではないでしょうか。地域づくりの中で、シニア世代にどのようなことを期待されていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

2点目は、飛騨市シニアクラブの現状についてです。飛騨市シニアクラブは、新規会員の減少と会員の高齢化、役員の成り手不足などによるクラブ解散が課題となっています。今年度は会員が500名余り減少し、特に神岡地区では4団体、350名の会員が脱会され、現在400名ほどの会員となっています。シニアクラブは自主組織ではありますが、生活を豊かにする楽しい活動、地域を明るくする社会活動、仲間づくり活動など、なくてはならない組織だと思います。もちろんシニアクラブとしても課題の洗い出しや新規会員開拓など手は尽くされていますが、市としてはこの現状をどう捉え、そしてこれをどう伴走して下さるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 大上雅人 登壇〕

□市民福祉部長（大上雅人）

シニア世代の地域づくりについて2点御質問いただきましたので、お答えいたします。

1点目、地域におけるシニア世代の役割についてですが、地域づくりにおいて、シニア世代は支えられる側であると同時に、支える側としても社会の重要な一員として大きな役割を果たしていただいていると認識しております。シニア世代は、地域コミュニティの支え手として、地域の見守り活動やボランティア活動、自治会などに積極的に参加し、地域の安全確保や活性化に貢献することが期待されています。また、長年の仕事や生活で培った知識や技術、さらには文化や伝統を若い世代へ伝える役割も担い、地域社会や家庭、職場における世代間交流のかけ橋となっています。さらに、定年後も再就職や起業、あるいはパートタイムの仕事を通じて経済活動に参加し、社会の活力維持にも寄与しているのが現状です。

加えて、シニア世代の社会的役割は多様化しており、趣味や学び、社会貢献活動を通じて自己実現を図りながら豊かな人生を送り、社会への参加を継続されることが望まれ、シニア世代は地域づくりにおいて欠かせない存在となっています。

2点目、飛騨市シニアクラブの現状についてです。議員御指摘のとおり、そもそも各地域の人口減少により、市内の単位クラブにおいては何年も同じ方が役員を務めておられ、その方々も高齢となり、業務が負担となっていることが要因で、次の役員の成り手がいないことを理由に解散している単位クラブがほとんどであり、特に神岡町内でその傾向が顕著となっています。

市のシニアクラブ補助金のメニューには、健康づくりや介護予防支援事業、若手高齢者組織化・活動支援事業などに対し、別枠で年間50万円の事業活動費支給などが備えられており、近年はeスポーツなど多世代交流に力を入れておられます。しかし、高齢者の中でも、団塊の世代の方より若い世代の方は就労されている方も多く、生活のニーズは多様化しており、地域の社会活動や仲間づくりといったことに積極的でない方も一定数おられることも事実です。

市といたしましては、引き続きシニアクラブの事務局と伴走しながら、地域に密着した魅力的な活動となるよう支援を継続いたしますが、このような脱退の流れは、ある意味避けることが難しく、高齢化自体には根本的な解決策がない現状を受け止め、いかに持続可能で活力ある社会づくりを進めていくかが重要だと考えています。例えば、社会福祉協議会が運営する地域のサロンやボランティア活動、地域包括支援センターが支援する体操教室やシルバーリハビリ体操指導士による通いの場、また、地域複合サロンによる生活支援、孤立や社会へのつながりが途切れることのないよう、地域見守り相談員の訪問活動にも力を入れ、今年度は郵便局との連携により、こうした見守り活動を強化したところです。

シニアクラブは、こうした地域コミュニティの支え手、中核であることは変わりありませんが、その周りにある地域活動を実践している方や団体の支援、補完することにより、高齢化という課題を受け止めながら、多様なニーズに応える持続可能で活力のある地域社会の実現を目指していきます。

〔市民福祉部長 大上雅人 着席〕

○10番（住田清美）

シニア世代に期待してくださること、たくさん述べていただきました。今までシニアというと支えられる側というところから、今度は支える側としても大きな役割を持っているということもおっしゃっていただきました。そして長年の知識や技術がおありですから、それをしっかり後世に残す役割もあります。

今人間の生き方が多様化して、昔の団体という感覚の中から、今、個の世界に何となく皆さんの意識が変わっていく中で、シニアクラブの皆さんは自分の今の団体を守ろうということで一生懸命頑張っておられます。

成り手不足の問題、これが一番大きいということでございましたが、成り手不足もありますけれど、なかなか新しい会員が入ってこない。それには今言いましたように個で楽しむことがある、個でやることがあるものですから、なかなか新規開拓にならないということが言われております。合併してすぐの頃でしたけど、昔で言う婦人会ですが、もともと女性会というのもありました。こちら成り手不足、会員の減少で解散してしまいました。こういう団体って、1回解散すると次にできるような雰囲気もなければ、各行政区のほうで女性部として位置づけているところもあるんですけど、大きな団体として集うことはもうできなくなりました。このシニアクラブの皆さんも、今一生懸命頑張っています。それで、老人福祉法のことを言いましたけれども、こういうものに対して地方公共団体は適正な援助をするようにって、この援助って私はお金だけではないと思っています。いろいろなことについて一緒に伴走はしてくださるというお言葉は頂きましたけれども、何とかこの団体を残せるような形で、市の中でももう少しお知恵を出していただきながら、何かもうちょっとこの団体がしっかりと残っていけるようなことにはできないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

シニアクラブ、とっても大事な団体だと思っています。もちろん法律の条文もさることながら、この高齢化が進む飛騨市の中で重要な役割を果たしてることとは間違いないことですし、生涯現役っていうことを支えていく上でも非常に大事じゃないかと思っておるんです。

ただ一方で、先ほど来ずっと話があるように、組織の在り方っていうのがやっぱり非常に課題になってるし、これはシニアクラブだけじゃなくていろいろな団体が今岐路に来ているっていうのは間違いないと思うんですね。こうしたときに、市がアドバイスということではないんですが、一緒に考えていくというような話をするところがある中で、よく私が申し上げるのは、今あるシニアクラブなり、今ある団体をどうしていこうかではなくて、今そういう団体が世の中に全くなくて、何か新たにをつくろうと思ったときにあなたはどのような組織をつくりましますかっていうふうに考えたほうがいいのではないかという話をするところがあるんです。

今シルバー人材センターがありますけども、高齢の方が長く働くようになって、やっぱり70～75歳まで働いていらっしゃる方が多くて、シルバー人材センター自体も高齢化の問題っていうのを抱えているんですが、それでも仕事をするという切り口っていうのは、これはまた違う切り口なものですから、やっぱりそういった中で活動がある。仕事をする中でも、それぞれの得意な分野がありますよね。そういったところでグループができ上がってくると、意外とそれがヒントになるのではないかな。高齢者のグループっていうのが幾つか存在してます。趣味のグループもあれば、そういったつながりのあるグループっていうのも存在してる。むしろ、そのグループの存在自体をシニアクラブに位置づけることはできないのか。つまり、考え方を全く変えて、今あるものをどうするかじゃなくて、シニアクラブ2.0みたいな、そういう発想っていうのを私はできると

思っていて、これはこれに限らず地域の団体もそうだと思うんですね。行政区もある種そうかもしれないし、そのほかいろいろなサークル活動のクラブなんかも同じようなことがあるんですけど、やっぱり時代に合わせて、今どういうふうだったら参加したいのかっていうところから考えていくということが大事かなと思っていて、これはシニアクラブに限らず、いろいろな団体からいろいろなお声を聞くものですから、そういったことを一緒に悩みながら考えるっていうことが一つ市としてできることじゃないかなと思いますし、また、そういった観点の中で一緒に考えていきたいということを思っております。

○10番（住田清美）

そういう切り口もあるということを、今お話を伺って、シニアクラブに限らずいろいろな団体が今多岐路に来ているということも確かにあります。我々議員も成り手不足で議会改革等調査特別委員会ができていくぐらいですから、いろいろ直面をしていると思います。でも、先ほど部長がおっしゃいましたように、シニアの世代に期待すること、これからの地域づくりはシニアの皆さんにお願いしたいということは間違いないお話だと思っています。私ももうシニアの一員です。ですから、皆さんとまた力を合わせて知恵を出し合いながら、そしてまた行政のほうにも力を借りながら、今後地域の担い手としてシルバーが元気で、そして地域づくりの中核となれるように努力してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で10番住田議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時13分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（1番） 佐藤 克成

飛騨市議会議員（2番） 中田 利昭